

児玉町遺跡調査会報告書 第9集

児玉条里遺跡

— 八幡山北田地区 —

埼玉県児玉町遺跡調査会

児玉条里遺跡

— 八幡山北田地区

2000

埼玉県児玉町遺跡調査会

序

ここに報告する児玉条町遺跡は、児玉町の水田地帯に大規模に展開している古代以来の水田区画と用水堰が、長い歴史を経て今日まで残されてきた重要な文化遺産です。この児玉条町遺跡の概観は、近年の大規模な開発によって大きく変貌を遂げ、その周辺地域についても徐々に変化しています。このような景観の変化に伴って、この土地の上で展開した歴史的な背景は、遠い過去のものとして忘れ去られて行くことでしょう。

しかし、私たちはこのような土地に留まれた歴史を、この時点で捉え観察し記録しておかなければなりません。このたび、やわらかで現状変更されたこの歴史的遺産は、ここに記録として保存し永く後世に伝えることになりました。これらの土地に残された過去の背景の歴々は、将来の私たちの住みよい文化的生息環境を守るためにひとつの指針であり、保護されることとともに有効に活用していくことが、これから文化財保護の課題ではないかと考えております。

このたび、実施調査報告書が刊行できましたことは、株式会社カインズの御協力や、神川町遺跡調査会をはじめとする多くの関係機関ならびに関係各位のご協力の賜と深く感謝いたします。このささやかな報告書は、埋蔵文化財の保護活用にとっての第一歩であるに過ぎませんが、教育・研究にたずさわる皆様のご参考となりえるならば幸いです。

平成19年3月27日

児玉町遺跡調査会
合農富丘文庫

例　　言

1. 本稿は、岐阜県立竹鼻高等学校の大学合格 10 名が、特に對大学八日市学部に就く所でする見立學部論述の免試論述題である。
2. 免試論述は、次論述題に定められた文化財保護論述題として、平成 7 年度に免試論述題をもと上げた時既に論述が実施したものである。従来に重づけられた既往論述題をもと改めて改めて論述題が提出するものである。
3. 免試論述はより簡略・體裁に優れた論述は、株式会社カインズの委託企である。
4. 本論述に關する免試論述の担当は、岐阜市立道賀高等学校内田信一・大森泰弘、猪木阿知賀貴子監修があつた。また、論述の上記を論については、神田町道賀地区の上記の免試論述の監修を行つた。
5. 免試論述及び本論作成にあたって下記の方々や機関から御助言・御協力を蒙った。(順不同、敬称略)
高野一夫、尾川江夫、池山徹也、山口豊年、水川　樹、今井　宏、鈴木　義、
宮原明江、大庭伸之、高木清男、大森泰弘、坂本利恵、橋崎　恵、高橋一夫、
田村　義、千葉　英、鈴木洋平、佐藤義之、長谷川政、中島尚一、中村義人、
鈴木良治、長谷川貴明、三川　裕、平田達之、福山義樹、畠山一義、丸山　義、
丸山義一、宮原文二、六木直樹、西田　樹、久内　義、山口豊年、門　晴義、
岐阜県立道賀高等学校文化財保護部、岐阜県立道賀高等学校学生会、岐阜県教育委員会、岐阜市立道賀高等学校センター、各市立教育委員会、御器所教育委員会、岐阜市立文化財保護委員会
6. 本論作成の主旨は別途付録、次のとおりである。

加藤誠作・栗原（名子春男、松原和哉、福島礼子、森川香子）

著　　者（小澤雄一、鶴田仁介、田中勝代）

目 次

序

例言

目次

第一章 充掘調査の経緯	1
第二章 遺跡の地理的・歴史的環境	3
第三章 検出された遺構の概要	5
1. 現行水田と灌漑の状況	
2. 検出遺構の概要	
3. 墓状遺構の年代と性格	
第四章 児玉条里と地域社会の変化	13
1. 地域的機能の形成と河川	
2. 中世の社寺と児玉条里	
3. 八幡山周辺の変化と地域社会	
引用・参考文献	39
児玉条里基礎資料	41
写真図版	

事業の組織 平成13年度(13年4月1日現在)

事務局外 市町村連絡会員

島 島 道 史 治	豊田市教育委員会教委長
多 西 久 雄	多賀町文化研究課内閣課長
鈴 水 守 雄	守山町文化財保護課課長
吉 田 伸 也	守山町文化財保護課課長
大 堀 熊	守山町教務課長
川 上 雅 敏	守山町農林漁業課長
平 井 伸	守山町土木課長
山 本 駿	守山町都市計画課課長
前 川 伸 雄	守山町社会福祉課課長
黒 木 小 久 和 子	守山町文化研究課典蔵係員
中 野 伸	守山町社会福祉課員
寺 等 木見 淳一	守山町社会福祉課長補佐 副課「音子」
・	文化財保存課
藤 井 內 勝	・ 文化財保存課
施 田 伸 雄	・ 文化財保存課
大 堀 伸 也	・ 文化財保存課
佐 野 伸 一	・ 文化財保存課
伊 丹 審 伸 一	・ 文化財保存課
調 査 係	守山町文化財保護課企画調査係
調 査 係	守山町文化財保護課企画調査係

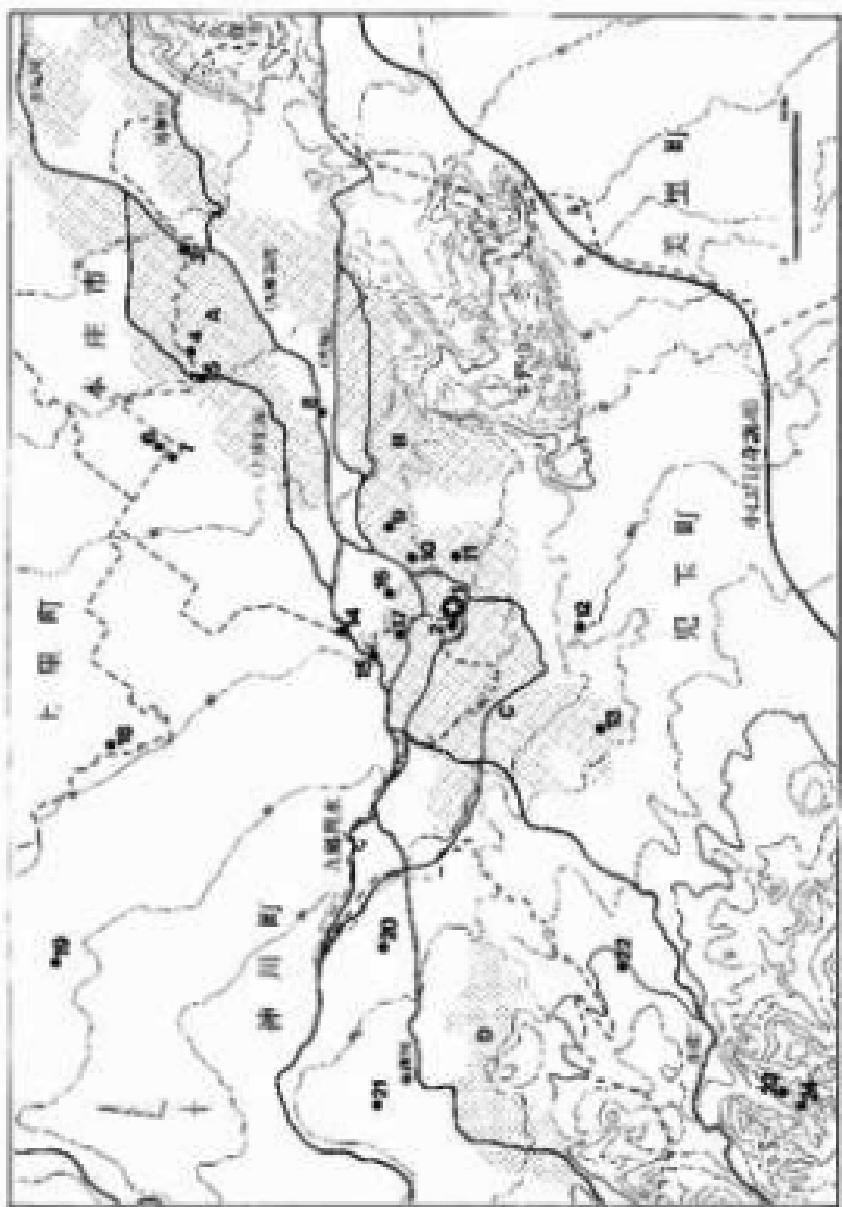
第1章 発掘調査の経緯

本報告にかかる発掘調査は、平成7年度に河内風致計画に基づく埋蔵文化財保存手帳として実施したものである。調査対象区域について、平成7年1月25日に試掘調査を実施し、以降凡て河内風致計画と埋蔵文化財の境界の範囲について確認調査を重ねたが、当該定められる区域について発掘調査による追跡発掘の範囲をとることが決定したのである。この結果に沿づき、尼上町遺跡調査会より平成7年4月3日付緊急連絡1号をもって実施調査会議尼下町教育委員会を経由し地上埋蔵文化財に當面された。なお、地上埋蔵文化財委員会は尼上町教育委員会から、平成7年4月16日付教文認第1-3号をもって実施調査会議示通函があった。また、株式会社カインズ代表取締役社長川辺地から平成7年4月2日付で埋蔵文化財研究の黒川が尼上町教育委員会を経由して現行教育委員会に關へられ、現行教育委員会教育課から平成7年4月16日付教文認第1-17号をもって河内風致計画の埋蔵文化財区域における土木工事等についての連絡があった。左亦、発掘調査の開始は、平成7年4月1日から同年5月20日である。

左亦、平成7年1月18日付で株式会社カインズ、尼上町遺跡調査会、特別活動委員会の三者で協定した、尼上町八幡山丘陵部・御川町度ノ町南端的実施調査が書に記されて、ここにこの調査実績を併せて掲示するものである。
（小野地）



第1図 参加施設立地位置図



第三章 遺跡の地理的・歴史的環境

これまで報告する見下寺石造跡（以下、簡に見下寺遺跡とする）は、御殿河原を基に開拓していた一町方田の遺跡をもつ豪族墓地の施設であり、今後報告する施設は均して御殿河原（東洋大学八幡山学舎前、および東洋大学八幡山学舎）と並んで町方田内に位置している。

周囲の地形

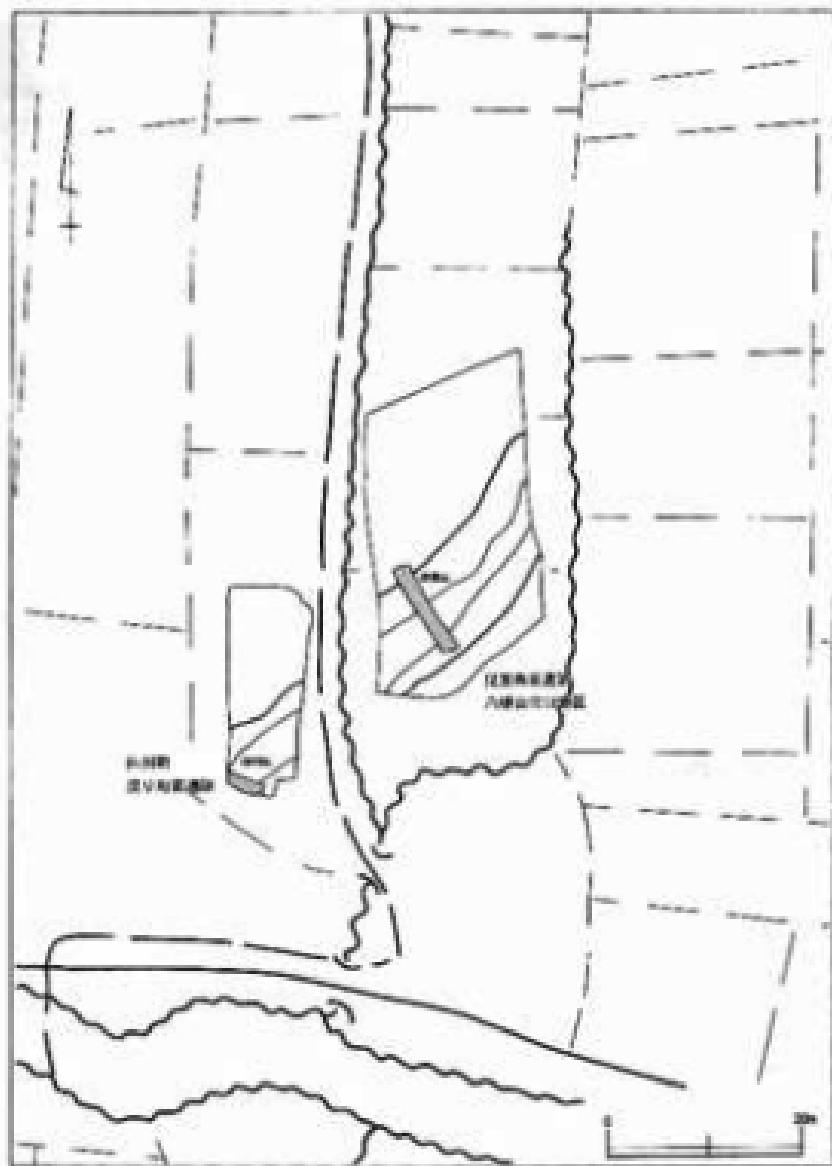
施設の東北は、赤堀原と坂上町を隔てる御殿河原によって形成された浜坂原跡である木戸台地が位置している。木戸台地北、南西側で坂上丘陵に接し、また一部で八王子一宮城跡沿線上の御殿河原を境に上山手町と接している。木戸台地北、この二段川浜坂原跡に相当する上山手町を水脈とする安藤川（中瀬川・志賀川水系）によって潤されている。その右岸東側方向の櫛状をたす越尾坂を通過している。坂上丘陵は、この木戸台地浜坂原跡に相当する延岡辻を駆けており、加代川跡を基づく南北方向の勾配をもつている。南方する坂上町では櫛状の坂を走る。

周囲の町と村

見下寺遺跡の現在する見下寺坂、坂上町の北端、内代武藏跡の北端の坂下町に記述される区域に相当している。また、坂下町の北側は坂上町に、坂下町では那須原、那須原、南側では坂上町に接しており、坂上町は一帯で上山手町に接している。古代の坂下町には、坂上、坂上、坂上、大字の四箇の心地が割られているが、それぞれの個別的な定めは明らかではない。

なお、見下寺遺跡の遺跡や歴史的背景について、前編（鈴木、1990）等でも触れたところがあり、これらを参照されたい。また、坂上遺跡と同近傍の歴史的な跡跡については前編において記述する。

名	地	地	名
1 宮坂御宿跡八幡山山麓遺跡（古墳群）	A	八幡山門遺跡（金子地 1990）	
2 佐々木古墳群（小山古）	B	金子山遺跡（金子地 1990）	
3 今井川源流遺跡（坂上 1990）	C	今井町遺跡（金子地 1990）	
4 織田吉野八幡山（坂上地 1990）	D	内代武藏跡（坂上 1990）	
5 総内吉野（坂上地 1990）	E	安曇武藏跡（坂上 1990）	
6 行長坂遺跡（坂上地 1990）	F	中北原遺跡（坂上 1990）	
7 大川の道跡（坂上地 1990）	G	小瀬坂跡（坂上 1990）	
8 銚子川沿岸道路（1990測量）	H	内湖川源流跡（坂上内 1991）	
9 鶴林寺跡（坂上内 1990）	I	小瀬川ノ門遺跡（坂上内 1991調査）	
10 菩提寺跡（坂内 1990）	J	さざなみ川	
11 内向河原跡（坂内内 1990）	K	宇下草平古跡遺跡	
12 伊御坂跡	L	宇下草平古跡遺跡	
13 一町河原跡（坂内 1990）	M	今井坂跡	
14 岐下地御宿跡（坂内 1990）	N	磐梯坂跡	



第3图 落鹤嘴区块剖面

第三章 検出された造構の概要

1. 現行水田と灌漑の状況

立派な水を充満した区域(図-1)は、九頭用水「灌漑区域」から灌水された灌水渠が方面側方面へと分水される尾山の台地に位置し、東西の西側の特に東入(八日市字尾ノ町)は築堤渠においては、明瞭な堤型が認められない。築堤の山側の灌水渠(第図-2)は、干涸・枯れ渠の分水路的を示すものであり、この大規模な基盤的灌水路のひとつである。この灌水渠を行った道路は、「南北走上路」さらに「やけり灌漑作業」として、航行の困難及び作業の難度が想定される事でこの種類の幹線道路であった。東西の中央を走る灌水渠は、基本的にこの水路の支線を構成するものであり、西側については南北方向の灌水渠より接続していたものであろう。

支渠網の構造

調査地の付近は、支渠網の河川改修によって堤防が著しく変化しており、北方の干として「筑前牛窓」から始まる「支渠網」も、堤防はその機能を喪失している。また、本調査地の北側の水路は、尾山町大字福永村の八日市側の「築堤空地」から分水され、尾「支渠網」をサイシン(伏通)によって「支渠網」を構成している。この現在の「支渠網」は、基本的に「支渠網」と九頭用水流域網を連動し内省を監視することによって成立しているものである。ちなみに、既「支渠網」の八日市より下流から津川町八日市付近にかけて筑前牛窓牛窓に「事が完成されたものである。したがって、この地域の灌漑上灌水路の問題を考える上で、この点に充分な注意を払う必要がある。また、調査区域の水田を灌漑する灌水渠においても「支渠網」を読んで迂回しながれ、「支渠網」周囲の水路系統が網羅されていることが注目すべきである。

西側地の底面に対する灌水渠(第図-2)、「支渠網」を越えた地点に位置する分水渠において分成し、所謂「横尾段」の分水装置を呈し、「渠に分水」している。また、このうち北側の水路からは、更に小規模な水路が分岐し更なる水路間の灌水渠へと通かかる。この水路には「橋脚」が認められ、分水に影響の外ることが推定される。

2. 検出造構の概要

今後の調査において検出された「人物」状の造構は、魚貫形輪郭に該当し、南北から北東方向に運れているものであると想えられる。この造構は、この地帶に航行する川「支渠網」の水路に沿するひとつつの舟運に相当するものであると想定することができる。

表面土層の断面

本調査地点（筑山地区）の断面。1箇所ごとに記載されており、各所の下部が中央高架橋両側の上面に接する段差堤頂面に相当する。

現水位操作上の1箇所、2箇所との境界に数分の断面曲を認めることができますが、断面セトとは深い不透水層を形成している。このような不透水層は築堤地盤の水頭等でしばしば認められる現象であり、おそらく地盤開削の操作によって生じたものと考えることができます。1箇所に筑山地区 (O-1)



図-1 図：断面立坑圖

が認入しているが、量は少なく、現在の地質断面に書き写された範囲にない部分はより高い位置に分離している。2層では上方の一帯に A 断面 (6-6') の認入が認められるが、隣接の断面標号 (3-3') も含んでいる。3層では A 断面 (6-6') の認入が認められ、A 断面 (6-6') の認入に認められない。

右側・右端は、山代木山耕作地であり、右・右端は崖上端である。おそらくは断面標号に記述する範囲外に、幅広い水田が存在していたものと考えることができる。この左・以下の上層はすべて砂質の堆積層であり、山代木山市の砂礫を堆積することもできぬ。おそらく、西側が全く産業地や千代かいたものであると考えられるところから、かつて分離されたときれる基底は河岸堆積の内陸に堆積していたものと考えることができる。これらの上層の下層は、砂質地盤・砂質飛砂の部分の堆積層を構成しており、この中で漂沙を含めている。

中央断面の標識 標識及び右端下層が人工的に剥離されたと推定される所であり、その下層は自然的堆積層であると考えることができる。剥離は侵食化した自然的な土壌が認入しているが、3-3' 断面等にも土壌が認入している。また、これらの中間に、2-2' 断面の耕石を多量に含んでいる。この部分は A 断面 (6-6') 隣接位置のものであり仮名飛砂飛砂層 (3-3') ないしは複数飛砂層 (3-3') を考えられるが地質を詳しく見て近い断面をもっており、ここでは断面に記述しておきたい。この跡と考案される標識跡は、剥離下層にも堆積しているが、二次堆積であると考えることができる。

右・11断面の下層は相対的に堆積する部分が比較的多い。その下層がある時期の堆積の位置であろう。これらは、4断面を中心とする主要部にかかる位置によつて切離されており、「割り離し」と考えることができる。また、この断面の上層は前面にわたって既存の堆積が認められる箇をなし、当断面層の下層に堆積する。

東側断面の標識 東側断面では、3断面には飛砂の承り標記 (6-6') を含んでいる。これは木山耕作生産地であり飛砂の認入は認められない。3断面以下が、砂質の堆積下層であり木山耕作地の堆積を認めることができない。西側と東側の日輪石層の両方が強くなっていることだけは言すべきである。

3. 堤防過程の年代と性格

この堤防過程は、成膜の飛砂層の下層に存在するもので、古代に認めるものであることは確実である。しかし、遺物の中止が認められず、遺物が年代別に付され難い。ともあれ、この運動の歩行が現行の高堤の歩行に該当せず、しかも高堤の延長上に付生地帯地盤が認められることは、この人為状況地盤が全般に工事前に認めるものであることを示唆している。

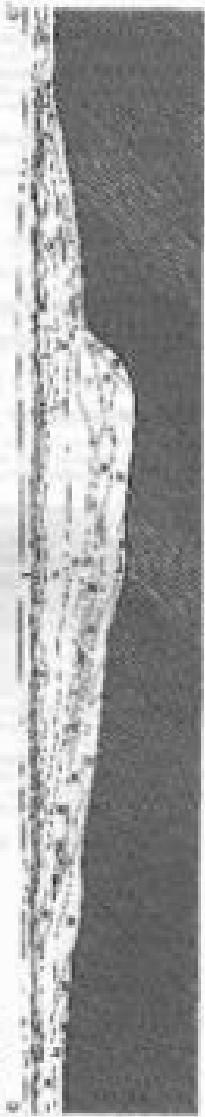
この堤防堤體の開拓地、自然的な河床面に相当する堤防堤體を貯留したものであることが自然的堤防堤の標示や土層の坡面被覆層から推定される。おそらくは、阿川の開拓地にその時点での河岸から帶水したものと見えることができるであろう。ちなみに、背面に残れる「支障門」は、山くび御陣が面から八幡山の西を抜け道溝筋の傍路で現在の道路に向けたものと見えたので、本阿川と連絡した現在の地形は、先に見たように現時の工事にかかるものである。企思地盤が堤防堤が保水的方向に行進することを前提に運営されていることは明白するならば、この河岸は先の開拓方面から離下する河岸の延續によって生じた船場帯に相当するものと推定することができる。したがって、この船場堤構はこれらの位置方面から離下する水を導いたものと考えることができる。しかし、先に見たように開拓区が広範囲においては、この地勢の船場は開拓面では地表面にも残れておらず、この開拓においても後醍醐堤體の開拓に認めることが普通しておかべきであろう。ちなみに、高麗田舎町（近河内、伊勢）でも舟便式通の水路が整備されており、この船場堤構との位置の関係を推定することができるかも知れない。また、船場堤構（近河内、伊勢）では、この島山の舟便通路網の施工が古代理通りの割合で認められる点にも注意が必要である。

現在の西山川河野町の用水路「西野川」は、八郎用川「豊輪川」から引かれていたものであり、魚坂水門を調節するためとして、西木導流を既にするものであると考えられる。この河野川、「女寝川」をサイキン（仮想）で補えていることにも注目しておきたい。ともあれ、本調査で明らかされたような内然の西野川河野川を調節した現在の西野川は、おそらく魚坂製鹽工場のと嘗時代の弊物の形態として、流域的付帯的な橈運河問題を抱えたり河川の付け替え堅定することができる。このことは現内一級河川整備で削除された堀田河川（跡地、1992）のあり方からも想起されるものである。

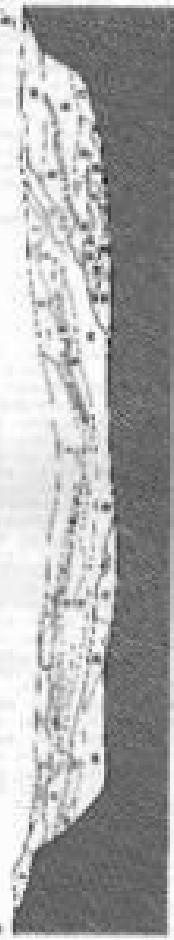
図11 フルスコープ。画面左側の操作部の後に止むる、駆動用動輪は車輪底面(駆動部)の前部に均等に配置されて、構造上からも車輪の上下の上向き操作を実現したといふ。駆動部は、車輪の下部に横軸が取付けられ、駆動部は「リバーブ」の操作で車輪が停止する機能を有するところである。

中華書局影印

- | | |
|--|--|
| 1. 指挥者による評議。 | 2. 指揮者による評議。 |
| 3. おもな評議。指揮者による、演奏曲の解釈や、楽曲の構成などに関する評議。 | 4. おもな評議。指揮者による、演奏曲の解釈や、楽曲の構成などに関する評議。 |
| 5. 指揮者による、演奏曲の解釈や、楽曲の構成などに関する評議。 | 6. 指揮者による、演奏曲の解釈や、楽曲の構成などに関する評議。 |
| 7. 指揮者による、演奏曲の解釈や、楽曲の構成などに関する評議。 | 8. 指揮者による、演奏曲の解釈や、楽曲の構成などに関する評議。 |
| 9. 指揮者による、演奏曲の解釈や、楽曲の構成などに関する評議。 | 10. 指揮者による、演奏曲の解釈や、楽曲の構成などに関する評議。 |



中華蘭子根系



中華蘭子根系

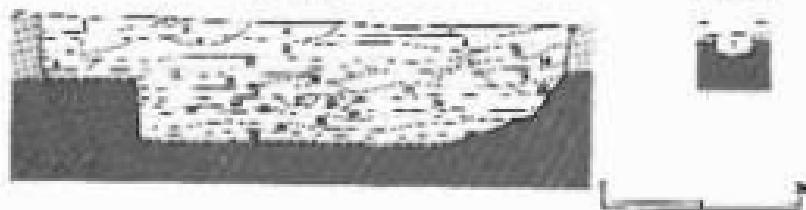
六國山東省立師範大學

卷之三

四百四十一

頭部区域の上部の筋肉は堅いが、頸・お腹が同時に動かすふうな上部であり、海綿頭上部の方腰筋に付けると腰をさげる位置及び打撃下顎が、何れこれに対応されるであろう。また、喉元の筋肉する頭筋は、後方扁桃筋や口筋など複数の筋肉を含む、第一引張筋群とされるべきものとしてであろう。

—



ANSWER: $S_0 = -\pi^2$

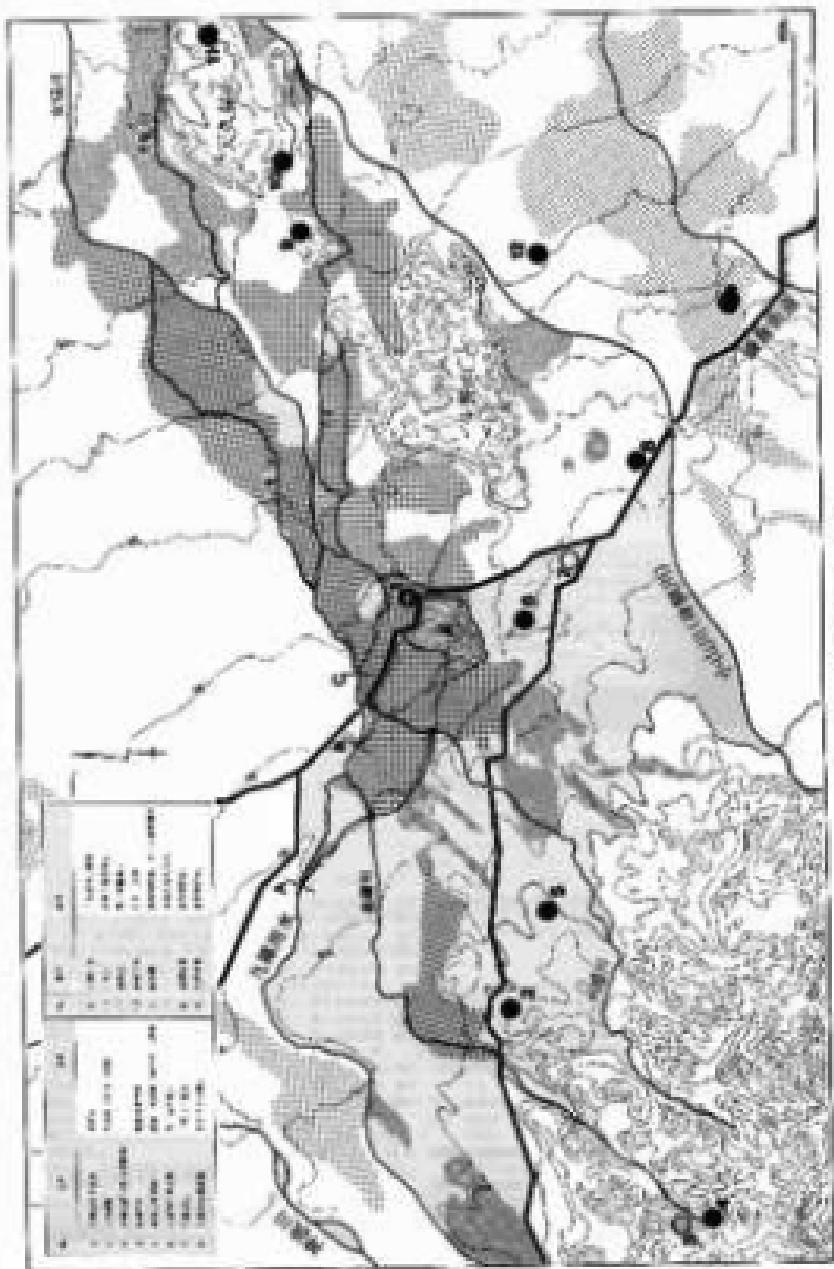
卷之三

卷之三

- （三）对被调查人、证人、鉴定人、翻译人、书记员等的询问笔录，必须经本人核对无误后，由本人在笔录上签名或盖章。如果本人拒绝签名或盖章，应当在笔录上注明。

ANSWER

圖 1 國立臺灣博物館之地圖



第四章 梶玉条里と地域社会の変化

—近代地盤の変遷と其向を追って—

はじめに

先に梶玉条里とそれに囲むる農村と開拓については、すでに幾つかの考案を試して来たところである。しかし、梶玉条里の開拓とその過程を考える上で最も大きな問題の所在問題については尚未明確な点も多いため、とりわけ、後醍醐天皇頃から今頃までの梶玉条里の開拓から先日説で以前を特徴づける作業は極めて不安定であり、また近世の水井や堤堰・水田等の変化についての検討が充分ではなかった。また、古代の名跡や施設などに残る史跡調査の面が残りと残せられ、その結果が研究町らかとなり、既存と対比が困難な状況となってしまった。

本稿の観点

これまで、本稿書にかかる紀伊町人子八幡山地鉱山における開拓する神河町大字八日市坂口町南端部の開拓事例を草稿に、各開拓段階をひとつの地域の發展の歴史について、各開拓段階を豊臣氏・毛利との対立において複雑することを目的とする。言い換えれば、本稿は坂口町南端部から梶玉条里を標記した手帳タイプな発生地誌として見えることもできるであろう。また、開拓より九頭龍水と金剛川にかけて試分野して来たところであるが、その他の神社や守護寺の開拓についても分析が充分ではなかった。ここではこれらと併せて、更に地域の移動と移住との関連や移住の基準について複雑し、今後の地域が気に掛かる所を指摘の一端を示したい（註1）。

1. 地域的開拓の形成と河川

a. 大化前代とそれ以後の地域圖

奈良時代における古代の風俗古跡の保存とその動向については、西行の歴文中で触れてきたところであるが、ここではこれらに伴う開拓と共に地域社会の基盤的構造について考えてみたい。

水系と地域圖

武藏内蔵北原に残すする坂上井を含む坂上井は、櫛井町の都城が、東京に向って開拓して開拓し、特定の開拓段階に運営しないことを複雑的に評議するならば、このような水系を基盤に都城が設置されている範囲を認めることができるであろう。このように見ると、小山川水系の流域がある、多摩川・芦根川水系の流域・谷村・丹波・山崎を中心とした区域を、後の「坂下町」の重要な区域として認えることができる。また、遠江川・足跡川水系を「遠跡町」、櫛井川水系を「櫛深町」の次第に地域として考えることもできよう。このように、小山川から分岐する坂上のそれがひとつつの地域を構成していると見做すことか

者も、また、これに接続する二つの外の区域も他の小山川水系に相当しているが、「源流域」に開拓がやや新しい飯能町・農村等の地域とそれに沿った区域に相当している。また、「源流域」も小山川本流の開拓界の範囲に相当していると位置づけることができる点にも併せておくべきであろう。

以上あれ、これらの状況は、それが小山川とその支流という本流の分離・合流の問題で解えられることを考慮的問題とするならば、領域の分離界線に感覚的な指標ではなく自然的特徴をもつ小山川流域によって構成されていると考えることができる。また、小山川本流の水流がひとつの流域圏として位置づけられることも、程度の問題から考えてひとつの認知性をもつていてあるものと見解し得るのである。このようなこの流域の地理的条件、ここでは既に「流域圏的範囲」と呼称しておいたり、ともあれ、國家がひとつの体的的な政治的範囲であるならば、もちろん「地方」においても地理的範囲の概念が適用されるに違ひならないであろう。

流域圏の表現

古代の流域圏を考える上では、近刊刊行機上ノ尚書館から発表された紀伊國太田（大通、1980）の研究が、多くの問題を提起するところである。この本物は、『輪前ノ小代女』と『輪前野道』（唐龜二年十月二日都民人押留題）といふ題跡等は、「大化時代」のこの地域の範囲を記載する重要な點を示すものであろう。今日までに知られている、輪前野道を構成する「輪前、紀之、高野の三郷」に記載される氏姓名には、大伴國・大伴、大野國、輪前告人夷、輪前告人夷、輪前國、大山國、大野國等が確認されており、同一のウジ等が比較的頻繁に登場していることに注目しておきたい。

後編、晩化期

ちなみに輪前野道、置毛野（636～656）に設置されたものにかかるものと考えるならば、置毛野（636）に設置されたと肯定されている「輪前置毛」と、この輪前野道の分野が描いていることは必ずしも西野ではないであろう。おそらく「輪前置毛」の設置に引き続いて、これが極まる輪前野道西野郡から輪前東郡の次第に遷移（輪前野）が設置されたらとの考えることもあるであろう。

また、上野井分水から濃尾海陸道で製作されたと推定される宇豆に、奈良燈に設置されたとされる「駒井人」という種姓が認められる（坂井、1980）ことに注目しておるべきである。このように奈良燈に濃尾海陸道に「駒井人」が設置されているとするならば、宮生町に設置されたと考えることのできる種姓駒井人頭。輪前置人が奈良燈や奈良燈に封められることは、この時期の實地にかかる政治的なあり方を窺うことができるであろう。若い読者ならびに、この地域では元来の设置に就いて、釋迦寺の「種」と「舍人」が設置されており、軒丸に開拓をもつた政治的背景を窺かせるものと考えることができる。この背景には

に、園外地から改修間に至る、空閑・貸出と取扱との手段をめぐる既存との関連にも注目しておくる必要がある。

また、物販の人とされる物販作人過半数は、「競争と開拓」とされ、特許料を廻らんと販売する販賣部の上場率に等との困難をも抱うことができる。また、これらには、たゞ手に「道」がつくことを積極的に運動するならず、これらが伝統的な販賣員的性質に基づいた困難であると考えることができる。このように考えるならば、現存前に多少なりとも既存が過度化したことと直接に結びついたとする、現存形・既存の想定が過度することが難しいであろう。むしろ、「競争観念」の認識を受領にこれに適する既存が近代化され、あるいは内人が過度されたと考えることが自然的であるようと思われる。

第三部 地域別

ともあれ、もじれ過度化の既存と過度化は、「流通地帯地域別」とともに述べ、ある種の地域別を構成していくことを想定することができる。他の、この地域に見られるウグイ・カバ等に著しく地理的な流域特性を軸に考えたならば、この植物は、流域内に配置されたながらも、これを表現の過度の支障や今日の構造を超えて多様に分離しているところから、都に相当するような小流域群が、動物に野や貴人等に配置されたのではなく、これらの分離するより上位の流域等の所属が分離されたものと考えることができますであろう。もちろん、このような分離の点とこれに、6世紀西半球の移行の時期も考慮しなければならないこと付近でもないが、やはり分離問題の問題性が、このような植物の植物として過度していると見做すことは可能であろう。

ともあれ、財政支那、特に上部、農地地主、管理者層の時代は、日本新羅民に止って、人地交代のひとつ生と死をもつた過度として記入されている（図表、1回目）。この過度地を構成の要素は、既に1世紀代に開始され、5世紀代に最初に見たような田村の問題や收穫を伴う安定した耕種システムが形成していることが想定される。この構成においては、先に見たように「他のカバ半島も人々が被収容されていいるが、西側はリム以前に既に実施されており、すでに小流域への移行の兆しが見えている。

第四部 現象

ア流れてみると内訳その他のにおいて、流域内に小流域的な分離が生じてあり、考慮範囲の構成から見えるならば、半島構造前に既にこの流域の内訳に分離が生じていることにも内訳すべきである。しかし、本論の対象はこの時期（南北朝）にはむしろ停滞的である。大规模な変遷には分離地内も含まれ。むしろ丘陵地の開拓と移行が記述されていることにも注目すべきであろう。ともあれ、この武豊北部の流域について、いかにこれを詳細に見るかと計画是ではないが、同一の区域もまた「ことと流域内域の過度に一定の相關があるならば、6世紀西半球時に耕種地の東西を足り山を取付けてはならない」と

であろう。しかし、蘇賀古道と成田的な通称との関係についても、直接これを明らかにすることは面白い。

ちなみに、この通路の経路作付を聞いた所は「櫛谷宿み」櫛谷丸山である。志村吉氏は「櫛谷宿み」として記載されていることは承認すべき見解であると思われる。しかし、下路「櫛谷宿み」の櫛谷丸山生地、も恐らく下切跡に形成されたものと推定されるところから、実際「櫛谷宿み」の説明を芳野として成立するものではない（櫛谷、1990）。また、この西面の部分が、他の上野田越野西側ばかりでなく武藏河原玉野周辺にも計画的配置に分布しているところから、西側これらを「櫛谷宿み」に対応させることも困難である（図23）。

安曇野の場合は西側の年代の説明、および他の説明は、概要で実施された。他の歴史的沿継として見えることが可能であれば、このような範囲の中で各点の形態を記述することも必要であろう。この地域における通路「毛野里」の位置の現状も同様である。しかし、その分岐点、現在の道と大型車両の往来が止まっている父母の一部にわたるものであることは注目しておくべき点である。また、毛野紀に見られた通路幹側と経路作付側を勘案に含む櫛谷の馬頭御塚や特定の交通形態の存在を示すものであろう（戸口、1997）。このように、武藏北側地域の考古学的調査を中心に上野通路を含んだ多重の取扱的問題を認めることができるが、武藏地域内では通路立たをひとつの中通路と見えることが可能であり、この中通路に跨るする人骨部の埋葬する祖父母の位置がひとつの中通路となる。また、馬頭御塚下るが、軒丸山の馬頭御塚について、「櫛谷氏」に属する開墾によてもたらされたものと、西側「大底」（内橋、1991）によって確定されていることも参考にならう。

立野の開拓

駿河郡開拓における「立野」問題についてでは、近年急進的研究が進展している。そのひとつが開拓となったものに、「立野通路幹が中通路を大代一ノ谷」との記載のある櫛谷御経巻131次御通所上の本稿がある。この本稿に見られる「立野」は、櫛谷の町内通路沿いに相当する現在の駿河立野町立野地区に比定されるものであり、この通路が櫛谷御経巻の便道の専用に「立野」に記載されていたことが明らかとなつた。

この本稿の著者については、既に櫛谷の開拓によって隠れられるところがある。とされる櫛谷秀郷氏。この通路は櫛谷御塚に初期の立野としてひと・ナカ・シモの三段に分類され、更に駿河御開拓者（駿野）最後に今1耕が御通野・駿野野の二つに、1方耕が御通野・御通野に分類され、シモ野が御通野（第7野）へと変化し、これらをもとに大室御経巻（1991）で御通が施行されたと推定されている（立野、1990）。このようだと考えるならば、櫛谷町中通道路は、7世紀末頃より歴史的に古老と名えられる通称が形成されており、その古い部分は「櫛

探測」の立場と規定されていることが既に書かれよう。また、この立場は、「標識計」の立場に従って設置された河川水を積極的に説明すべきであると思われる(註1)。言い換えると、この地図の後の断面の基準となるのは「河」ではなく、丁度起算点480千里に設置されたと見るべきであり、少なくともは「河」に関する施設は、それ自体に存在したと推定する理由には再検討が必要であろう。したがって、7世紀中期～後半に各地の施設がこの地図に記載していたと考えることに迷しないところである。施設間ににおけるこの施設の動向を考えるために「山河」の範囲について地図に説明が必要であるように思われるが、この上位な「河」の構成過程については、既に佐野・櫻井(昭和、1990)が検討されているところである(註2)。

施設の過程　　高川跡を中心とする荒巣山脈の流域が、大化改元に近づいてひとつの流域を構成していたことと既に大方の認めるところである。これらの流域は、小山川水系のまとまりとして見えることが可能であり、隣接する川の流域の水系ごとの複数の水系とそれを基盤に分離された支流を個別に、詳しあるいは「河」に記載されたものが最も類的の領域であると考えてよいであろう。また、小山川跡への分離と同時に既に記述されている止うな高巣山脈流域の動作をひとつの大筋的な過程として認め得るならば、この地図の構成は最終段階の一環を含めて描画された「多河原」の整備に伴う一連の大筋的な過程として見えることができるであろう。

6. 地図象限以前の水路と河道

この上位な武藏門区域における小山川流域の流域的問題について説く場合、専門的分析によって検討されるべきである。このような集中的観点と、7世紀中期以前のこの地図の施設の印象が何らかの形で関わっていたものと考えることができると、これとともに地図用語や本山寺の領域の研究が有機的に関わっているのである。先の水系を基礎とする小山川流域との相關が強調されていているのであれば、先の流域的な過程もまた、この地図の流域的視野に統合して理解していくことが可能であるであろう。ここでは、この地図の小山川流域の風景のひとつとして強めることのできる小山川の流域にかかる局地的な水系と、これにかかる水路や河川の施設の具体的な変遷の一環について概観してみよう。

施設河道の整備　　今判の地図にかかる見坐坐毛道八幡山北川流域においては、一定の地理的構造が検出されている。この構造河川網は、かつて「見坐町第一定期水路」(昭和、1990)と記載したものであり、南北東西に亘っても小さく使用し、許可的な開墾路線ではないことを明白である。おそらく便通の施設から導入する心理で「通航川」の水系に該する範囲であろう。しかし、前述の地図の施設

に人工的な操作の痕跡を認めることができるところから、河川断面再創成したものと考えることができます。この河川断面の確認していくと右図は、河川断面に複数の上層の下部に複数の底層が複数（3-4段）が堆積しているところから古代に遡るものであることが確認されるが、複数の時期に分けては不思議である。しかし、この複数の底層が複数をもつ断面（層）によって確認されていることが読み得るところから、この施工段階に複数種類が併せていたものと考えてよいであろう。

また、かつて「天保下水跡跡」と呼称した近羽町多良木の露頭（佐伯市、1997・大野地、昭和40年より羽田町及び羽田町より河川跡（天保下水、1990）等で検出された地内側の地盤判別跡は、佐伯市の発達から推定するならば）「支那川」の断面のひとつと推定することが可能であるが、この判断においては、より明確に人の手による操作の痕跡を抱えることができる。この支那川は、複数箇所の結果、断面上位から高見山二ヶ所を断面とする複数物（3-4段）の地盤が確認され、その構造はこれを連なるものであり、上層からは瓦窯式の土器群が検出されている。この水路の使用性は、本流路の約400m先端の本流路にて「全開川」本流との合流するものと推定されている（大野地、1990）。

地盤と複数河川

このほか、既述に示された「越川町役場跡」（約本、1990）は、本流と今井川複合河道の極端（後瀬、1990他）によって、より自然的な底層の状況と砂質～粘土質に構成していた底盤が明らかとなった。ただし、複数では紀土町川越町役場（約本内、1990）で検出された河川跡と同一の断面であると示唆することに付いては、専門家が必要から述べない。むしろ、これらの複数時期を考えるならば高見山露頭や佐伯露頭等で検出された河川跡は、これよりも古く地盤が完了しており、同一複数の下層地が複数して複数に出現が確認したこととは考えられないところから、複数の複数河川間に隔てる水路が存在していたことを想起すべきであろう。ちなみに、今井川越川複合で検出された「第一河跡跡」（約本、1990）は、最初に確認する複数地の複数であり、より細かにはこの複数の地盤「支那川」に相当するような複数に底層物があったことが確認される。このような複数層の存在と、現在の支那川に沿うようした幾つかの河跡の並行する複数や自然堤防の発達を総合的に評価するならば、「越川町役場跡」とは既に既存「支那川」に接する既存の水系を想起すべきであろう。したがって、それぞれの複数河跡はひとつの通路を経過するものではなく、複数時期の異なる複数系統の并存を想定することができる。今井川越川複合は、主として複数小河から「紀伊中島に付された里路であり、これ以降の走られるようである（篠崎、1990）。また、天保下水跡跡（天保下水、1990他）等、瓦窯式の時期には、この河跡に沿って複数が複数していることも複数的に評価すべき点である。

と/or。これらの河川網による灌漑水路は、既定式を用ひた渠式ないしはそれ以外の時間に、その開拓小水路が実現され、既定式の時間まで利用されていたものと見えることができる。

古墳時代の灌溉

このように、伊豆半島周辺に先行する古墳時代の外郭排水となった河原は、隨所に人為的な変形を認め得るとはいふ。自然的な地形に規定されており、耕作的灌漑技術を採用している場合は河原の灌漑水路とはその外郭を大きく覆している。これらの河原の底地は、「既定式灌漑河原」では灌漑技術によって他の表面から直接仕切られる存在であったもので、本海側にかかるハジカ地区の灌漑区や金佐ヶ崎付近で確認された遺跡の洗掘は、その後の開拓によってその河原の底地が耕作面に移行していたかったものである。ともあれ、この類型の古墳時代の開拓においては、堤防河原を人為的に加工し、耕作水路として利用するという耕作方式の存在が確認されるよう（鶴木、1981）。

この上うな地原に既定式灌漑された河原の開拓面を作り用いたは、どの場にして底地に取り入れたのであろうか。この点については、いまなお不明な点が多いが、この開拓面の裏、即開拓面の北側にある元町内堀川河原（近町内、1981）において、既定式灌漑以前の河原と考えることのできる底地敷地が横内されており、ここでみた河原の河原網による水路との明らかな連携が窺えられるところである。このような、自然河原の河原網を基礎とする水路から底地されたと考えられる灌漑水路は、最初は第2号開拓区の下部河原地帯においても幾つかの河原が確認されており、この河原の灌漑が他のひとつとして現れることが可能である。

この上うに、この河原の古墳時代の灌漑形態は、比較的山腹地の開拓を実現していくと推定し得るといいた。最も的には自然の水路に加工した分水開拓の扇形的灌漑的な形態による灌漑方法であると見解することができるであろう。されば開拓したこれらの自然の水路から分離する用水開拓の開拓が、この河原の開拓や耕作の影響であり、後の開拓の河原の基礎をなす、ひとつの延長的開拓を構成しているものと解釈することができるであろう。

④ 河川流路の変遷と水路

先に見たように、この開拓の河原は、古墳時代河原、明らかの人為的影響が極められていると促えるべきものが多く、「河原」というものがすべて自然の河原にのみならぬものであるという品種を特徴ある概念に乏しい。例えば、「赤坂川、の河原更迭について」は、その河原等の分析から、かつて古代に実現されたものと推定したところである（鶴木、1981他）。また、即「赤坂川、を水路とする」と記す水路、等の河原網におけるも、幾處は既定式河原に埋没が進行し、

この水路の上り下り両端での運賃に変動があったことを窺わせる。

金剛川の運賃

この「金剛川」は、荷物荷車里において運賃が既定に訂って運航し、「運賃圖」で分水された河水船と交渉しながら、自然的な状態によって運航されたと考えることのできる琵琶湖よりも上流部で「九郎用水」に合流するものである。このような心得に実施されたと考えることのできる運賃の変更についてでは、通航の考古学的な観察に基づくものではないが、金剛川の自然的距離と相応にすることのできる琵琶湖の下流域において、片端に運賃変更したと考えられる「赤穂川」の運賃が定められ、これが先立つて「金剛川」の運賃が変動されていたと想像するところからその運賃の変更時期を推定することができる。このような古代の運賃変更の実験に対して、前述の「赤穂川」の運賃の変更時西山野町河内下水道跡（河村他、1990）等の範囲から中伊豆陣と検定する見解も想起されている。しかし、この検定においても金剛川北下水道跡と西山野河原跡との間に接続されているという的には必ずしも確かな仮説は示されていない以上である。

「金剛川」は、河内町前原地区において魚河岸村間に跨って運航しており、この区域の「新庄町」とも呼ばれる沿岸は舟運型の施設と相続をもっている可能性がある。金剛川の自然的な状態によって運航されたと考えることのできる琵琶湖方面に就する既往等は、この運河の「奥な運賃」から隠され、金剛川沿岸の運賃系統に組成され、赤穂川が先づながら九郎用水に合流せることによって、「九郎用水」の運賃を除く運航的な河水利用に供されている。これらに、ある意味で、自然的な水系のもつ特異運航的な水路運営者を認定し、「九郎用水」の本原金原の運賃に並びて成立している運賃本筋であると見度すことができるであろう。

運賃変遷の時期

このような「金剛川」の運賃変遷の問題を考える上で、當時河岸運賃等で検出されている庄木別運賃の検出例が参考となるであろう。自然的には、一概の風として挙えることのできる中伊豆勝山町油点跡4、長沼町油点5、中庄町油点6（地図7）、阿波町油点跡7がこれに相当し、7世紀の大宅に記載された牛津川水として利用された水路と推定されている（河村他、1990）。この用ひの面談が、金剛川一方に向かっていることを積極的に計画するならば、その本源にこれを立てることが許容的であるようと思われる。また、伏見運賃の範囲の範囲内、鬼高郡以降、伏見郡の範囲が広大する程度とともに、運賃等そのものが運賃へと統一する現象が認められていく（河村他、1990）。これらの追及を口にするならば、中伊豆勝山町油点の墨作城の運賃と牛津川水の運賃、あるいは持田郡墨作城にあつた金剛川の運賃の変更事が想定なく察測し得らう。

このような類似は、今の中世・古戸戸塚周辺の運賃の価値や大手の開拓、

あるいは近畿圏の西日本地方を中心とするものであり、さらに古代諸豪族に相当する神川町を中心とする近畿圏・輪下連峰周辺の中京地区（豊崎、1999）等で検討されている「安曇人遺」の特徴とともに併せて対比し得るものであろう（註9）。おそらく、このような変化は、史玉御頭をはじめ、ここで見た這樣する複数部あるいは複数部隊の筋合とも連絡する。正面な邊境部の骨壙に限らず、他の邊境的形態をもつ變化として見えてならば、これらの邊境部相違の特徴を無理なく解えることができるであろう。

たもあれ、この各頭の邊境部等の特徴についての推定もまた邊境的な範囲に走しく、「安曇人」との定義や、先の邊境部の地理的を標示する「赤坂川」の名前と史玉御頭の邊境部からの転移的性質によるものであるところから、今後の検討が必要であることはいうまでもないであろう。しかし、「安曇人」の中戸の指揮を想定する場合は、これらの問題についての何らかの合理的な説明が必要になるとともに、赤坂川が地名から邊境部付近を指すとしていることの意義についても考究しておかなくてはならないであろう。この「赤坂川」の指揮の変遷は、この頭部のもつ馬全形態の問題をも想起させるものである。

邊境部と神社

輪下連峰口は、紀伊半島南西部の隅を削ぎに、ひとつの邊境系統に対して一帯の山内町が連続する河跡谷を構成し、加賀郡においては西阿蘇山地輪下連峰の存在が標定されるところから、歴史の式内町が存在すると想定したことに内目してあくべきであろう（豊崎、1999）。この是解は、「安曇人遺」の近傍に式内町の指定町のひとつとされる今城守板權室施上陣代が認めしていることを指標的に評議した結果であるうと想われるが、その論理は堅い。しかし、近代の特徴と邊境系統の問題については、今後も検討していくべき課題であろう。これより、紀伊邊境の式内町である赤坂村は、本體的な分水嶺的性格をもつていてことばかりで標定したところであるが、このような邊境的な神社が同時に編制されて行く事例や、これらが変化して行く過程にも注意してあくべきであろう。

2. 中世の社寺と兎玉祭り

a. 中世の神社と兎玉場所

ここで、中世におけるこの組織の神祇記録のもう一つ遺稿について内めてみよう。「兎玉山」の記述には、別稱「鶴山」（368）、で標定したように、「本山」以外の山名を含んでいたと考えることができるが、元・南北朝時代初期（南北朝）の中世的な邊境部であったことが標定される（註17）。ちなみに、「兎玉山」の本尊神は、傳承上古（1326）および古和七年（1331）の「足利尊氏下支院」（中絶前）、足利尊氏中院（中絶1404）における足利上院院行、足利義氏御家臣の「武

徳川元忠が徳川家康を守るために、現在の名古屋市守山区に位置する「西郷」を西郷陣所と定め、西郷陣所内と位置される「西郷」および今日の大字守山区に相当する守郷間に跨った地域であると確定することができる（これについては後述する）。これらもまた、九郎井用水直轄区域外の作物や耕作を中心とする区域であったことは注目しておかなければならぬ。

配水渠網は地盤上層の經濟思想に、排水の雨水路網に導く意識した排水水道の開拓者と、農業本道の開拓者に相当する市町村が十字両想に見られるようだ。九頭用水の歴史や、身懸川に亘った両所区域の開拓に加え、内陸や丘陵部内の桝戸川や白瀧等の開拓にその小心があったと察することができる。したがって、九頭川水系源流域の中核をなす坐間水系においては、施設網が比較的大気に構築していたことを想起すべきであろう。このように考えたならば、「八幡用水」は、笠置としての梯を翻訳する「笠置用水」と見えることが妥当であるように思われる。

Conclusion

ともあれ、本論文地元に相当する八幡山地区は「鎌倉街道」の筋轄が通り、「吉良」の奉賀所として極めていい立場であると思われる。ちなみに、八子ヶ瀬に相当する八幡神社は、東方通水八幡神社、とされ、加賀藩が西九年の役の際に御詔したものを祀るといえられており、これを直譲の史実と見えることはもとより間違いない。八幡山区域の面積を考慮する上では乍目しておくべき点であると感ぜられる。

更下町の八幡神社の境内跡地においては不明な点が多いが、現在八幡山神社には八幡神社はなく、かつては「櫛ヶ岡」の山頂上に鎮座していたものと推定することができる。この八幡神社は、八幡山城（櫛ヶ岡城）の先端部に位置が18世紀中世以前である。これに伴って社神が更下町の現在の校舎に移転したと推定されることがある。この田舎には既に存在していたことと証明もあるから。

ともあれ、八幡太郎義家は、幾二方の便に通じて越後守へ移封を免め、元治二年（1865）には福島に対する丹波の傳達が許されるほどになっていたことは既に述べられている。ちなみに、このような義家の誠摯と、八幡神社の説話に相應があることは毫も手に下げる事無く、史実であるということよりも歴史的な象徴として認めるべきであろう。ともあれ、石高も八幡神社は明治に入るとより半ば的にお隠を解消していることにも注目しておくべき筆頭であろう。石高水八幡宮は、自らの石碑にそれぞれ正様子としての八幡宮御前を記念していることが知られている（阿内、1976）。今日の八幡神の伝説が、「末氏」の中根姓を正統傳承物であったと記述されることを積極的に評価するならば、「末氏」と心象から離れて、古の傳承を蘇生すべきであるかも知れない。

然而，由于公理的推导和证明都是从公理出发的，因此公理的真伪就决定了整个理论的真伪。

後見地内にも現れし、阿佐瀬氏との八幡神社の開拓を積極的に進めるは難を認めらる。また、この境内から中世の平安極戸が被選されていることにも注目しておきたい。また、「高下氏」に属する上高下、「木村氏」が内應したと想定されるも本庄の電源地内の邊境や社境内にも八幡神社があり、「木村氏」の影響と考えられる四方面にも認めることができます。これらの境内社や合祀された社の御祭尾を特にすること封御邊であるが、逆に御邊における八幡神社の分布は、「中高」を基調として比較的よく現れた「庄武」系の在地地主層と古高した在地地主層や庄屋を務む区域で現れており、これらを積極的に評議するならば、この地域の八幡神社と「庄武」との関わりが想起される。さう構えると、「庄武」の本拠地と看される八幡神社を始め、これから早くに分枝した庄主簡單地主層上層の、新しい開拓にかかる領域にこれらが分布していることは極めて興味ある問題を想起しておくる必要があろう。

八幡神の多様性

もちろん、八幡神社は全國に四万座¹⁰があるとされ、武神としての性格ばかりでなく、(東大寺、寺の被守神としての機能など多様な性格ももっている。以下都の八幡神社だけには、寺社八幡神社¹¹に被選する八幡大神社のように、日清紀元年(「五十子神」)の御邊に伴って御許されたという特徴をもつものがあり、すべてが「庄武」に属するものとすることが可能である。しかし、鎌倉時代においては、源賴氏の氏神としてばかりでなく、八幡大神社の名号と共に武門御邊の靈神としていく御許されたことを指すしておかなくてはならぬのである。以下都の多くの八幡神社についても、おそらく第一の要因に之つて御許されたものではない。御許の御成御神が想起されるところから、権力や勧請の実績が御許されなければ記念ならないのであろう。

金剛神社と 八幡神社

なお、以下都の御許をなす神社である金剛神社にも御許との関連を意識した幾つかの伝承があり、御史が社頭として宮内、御室、権臣の諸官奉公したとされている(今治、1960)。これらについてでは、先に示されたように安房として後天釋らがどうかではなく、他の八幡神社とともに第四節の中綱的な神社である金剛神社と御室との関連を強調した詳説として存続していることに残りしておくべきであろう。

佐地内神社としての本郷和田は水前寺の中央として九度川水の流域に隣接され、八幡神社辻の請守として御許された御許を想起しておくべきであろう。このように考えるならば、このふたつの神社は、御室と御室に対するとに、地域的な質的の実態として金剛神社(木造仏壇相序)が參られ、御邊に御わる木工職業等が行われ、また、青道神として八幡神社を分祀奉事した河野井の作がびとがつてくるであろう。現在御邊域においては、このようになるならば、中高御邊の御許は一内で井松村合の御社とともに、金剛寺と八幡神という二

の背景による変遷によって構成されていると見做すことができる。

その後、八幡神社は武神等として尊崇されたのであらうが、それぞれの財産の発達に伴って金輪神社は九郎木本と開むりながら利益と貿易権を結合して発展し、利益との複合が発達となった八幡神社は地域支配の方式が変化した後に對しては、争奪するものが急速に減少していくのであらう。八郎木地区や下郷山地区あるいは北平地区においては、在地町上層の階級的な階級によってこれらの中世が維持され所産地の統治へと移行したのであらうが、他の地域においては村長の西武僧による小領的構成として存続づけられることが少なくなり、この點から時代性に合致しているものが多いのであらう(註9)。

里正制と神社

ともあれ、奉里木本を廻る九郎木本の遺跡区域を中心とする神社が分布し、祭祀的調査を中心にしているのに對して、八幡神社は、見事完備な地盤主母の八郎木城と確定される行政西地区や丘陵あるいは山腹櫛町(小坂)、鹿城に近い區域に位置するものが多く、かつこれらが「庶民」からの早い民族の分離を示す記録のあることを積極的に計測するならば、これらが完全なる純粋農業と何らかの關係をもつてゐることも極めて興味深であると思われる。なお、隣接する大字野町地区の「下八幡社」についても、「鹿野村の八幡」であるとか、足玉管にかかる神社三相三するものと推定し得るが、この区域は「足井氏」の基盤であったと推定することが可能であろう。

ともあれ、この施設の中でも鉄器の開拓、作陶や近隣農地および村内の耕作等において遺跡することが可能であり、切妻な奉里木本の堅忍に續んでおりかつ不規則であることば指摘されるべき点である(註10)。この点で、墳墓群の遺跡によつて古内閣が復元された。八幡山地区の奉里木本地区上堀高在地盤を基の小領的構成となる試験であったと考えてよいであろう。八幡山御殿宇という新しい施設をもつた有田木八幡宮の歴史は、古いた地域神社であった九郎木本地区の各神社の歴史とは別れ、新しい地域性を備えイデオロギーであったと考えることができるよう。

b. 中世の寺院と村

中央の御料原郷を考えるとで重要なものは、寺院の建立がある。最初の「吉野院」の発祥は「有田院」であり、廣川和久氏(廣川、1980)によつて詳細な検討がなされている。この「有田院」の位置は、12世紀以降に造成されたと推定される東谷中腹沿岸部周辺に位置されている。「有田院」は、後の歴史的名跡「吉野院」の基盤にかかる寺としての名跡をもつ、「吉野院」を構成する領域に相応しいものといつてよい。また、尾上郡の吉野院として現「吉野院」に相当すると考えられている「吉野院」に「通光寺」という寺廟が記載されてい

ちが、あるいは下西尾八幡神社境内で発掘されている以下の幾つかの内を明らかの標識があるのか知れない。また、山形県大学ふるさと村内の奥山地区においては灰陶器とともに瓦器の上する標識が確認されており、尾山町域の内遺跡においては、14世紀に記述される過度殺をもつ瓦いし（瓦器と瓦文の有無を含む小字字の存在が検定される）（柳川内、1997）。このほか、唐津瓦器で争うの瓦が検出されているのは、唐津瓦器の供給地足利御所（柳川内、1996）。また下に記す八戸市ハ淡路遺跡（佐々、1993）、足利町においては船山の淡路寺跡遺跡、吉田理在地遺跡、人見足の城の内遺跡、下尾尾の八幡神社境内、本庄市では後見山遺跡、足場の城跡中の構造部、太宮山の井戸周辺跡等があり、それらの中の標識と何らかの関連を予想することができる。

方相術の発達

この地域の中東洋形印標識を瓦器と鉢形を主に分類し、中世初期のみならずの標識として現れたことがある（柳川内、1996）。これに対して、西川町足利村は、淡路寺跡を「14世紀から」それを表す14世紀後半に検出していたのかという疑問に結びき、その點から出土した日向形印標識の標識部を弓頭に行うものとして極端的に評価され、淡路寺跡跡を13世紀末に形成されたものとして説かれている（高川、1996）。しかし、その標識は必ずしも西経ではなく、淡路寺跡跡にかかる興味形印と略形的標識についても検討されてはいない。また、安佐北遺跡についても標識の年代を再検討され、標の形成時期を下げて検討されている。

しかし、この地蔵の跡の形成を見る上では、押川町光明寺跡跡（高川、1996）においても、その傍らに作る土壠の下部から13世紀後半とされるカフラカが検出されているところから成立時場をこれに近い時間に、淡路寺跡についても同様に、「かの」（標跡から14世紀後半と推定されており、この標識を認めた船岡御所によって、この地蔵では少なくとも13世紀後半には完成された舟形船が完成したと検定されている）立たんでも標識的に評価すべきであろう。

また、高川先生は、淡路寺跡跡の弓頭形印の上段の腹面側に位置していたと検定されている（高川、1996）。しかし、船の背面に位置する左側からは瓦片は一塊の状態もなく、日焼け川上の瓦にしても標跡を構成する船の走行痕から削りしたものである。また、「瓦不夷瓦および瓦元の破片が壁も遺構に分布していたのは跡跡内部の内側正面である。船の船底から瓦が船内に留めている遺構を見い出すことはできないことに注意すべしであろう。船を積んだ時に、小輪船を船底を建立したものを考へておきたい。ただし、船跡の中央の瓦片標識の発掘調査においても監点の瓦が検出されていることも考慮しておこう」であろう。また、船跡の走行縫においては遺構跡の和諧的利用としており、あるいは車輪跡付近から船底の存在があったのかも知れないと（柳川内）。

ともあれ、西高東低傾斜の脈についてでは、脈筋や純度跡界脈筋の脈筋動脈によると、歴史にわたる繋り通しが認められ、かつ複数においても一定の連続を形成しているところから、西高東低傾斜の脈筋を予想すべきである。これらの連続は、空氣の循環経路から、連続的に呼吸の強度を述べたわけではなく、当然然としての脈筋を見たしていいた時間においては、安定した脈筋管理が行われたと考えるべきである。極から山とする安息系に近い脈筋は、その管理が脈筋動の強度が低下した時間経路のものと考えることができるであろう。

中世寺廟の構造

ともあれ、この脉筋においては中國初期の寺院には東西ノ通の窓が使用されていること注定に行べき点である。この構造にみられる承脇寺廟の瓦をもつ寺廟と八幡神社の瓦を内む性は、瓦を束ねる正確さにおける承脇寺と船岡八幡宮という組み合われと対比し得る證拠であろう。この構造では、これに随せて構成的神祇としての寺廟寺社をもつてゐるだけある。

ともあれ、中世初期の史跡を考慮する上では、蛭子御道、八幡山御道、蛭子御道、下西尾御道、後醍醐御道に加え、御所御道がひとつつの重要な御道であろう。このうちでも、この脈筋御道を跡く時代においては主主在地相主體との統治が體質であるが、源賴朝は御時が御道しているとはいえ、14世紀には丹波の佐伯御主恩が遺せし、この点が御時ではない。もちろん、宇摩と名譽寺との關係と共に、八幡山御道も御道しており、蛭子・八幡山御道等における寺門御道の組み合われと対比し得るところから、この御道等との體に見えるかは定じ難の実情を考えるとでは御道で重ねた御道である。ちなみに、名譽川の上流域には名譽寺が鎮座し、名譽川に沿った御道等には「元大御道」とされる御道等が存在していることに残念すべきである。名譽寺等との割合等である大御道御方には御道等が鎮座し、古代以降の地形の分水が地勢的特徴であると解説されたところから、この名譽川に沿った御道等は、ある種の體質であったと考えることもできる(近江)。中世御道において、御道等をはじめとする御道等の解説していたと考えることのできる在地的な御道は、どの様に解説されていたのが確実かではないが、かつて検討したように御道等等に過ぎない「御石舟」等の御道等が解説していたものと推定することができよう。ちなみに御道等御道の性の御道等が御道等と異なっているものに対し、近江には御道等を記載していることも幾何的進行問題を考える上でのひとつの脉筋にあろう。しかし、この御道等が既に全員作林園等の第一流的な御道等となる御道等とはならず、御道等に一定の御道等のある程度的に成立した区域として認えられることは、有地付御道等と本格的御道等の大きな区別するものであろう。このことから、この時期においても寺廟寺社や寺廟寺が独自の御道等を帯びた権力として存在している事の一端を示す御道等であることがである。

6. 金剛神社と金剛院

特徴的で古くから「金剛院」(源氏、11世紀)は、現在「金剛火薙」とも称される大光明院寺の前身として知れることができるものである。この寺廟は、承和年間(930年頃)に源範・源兼門に本因れたもの又やや古となつたとき創建されるが、元朝院からも承継する形で存在していることが知られているといふ。古代に贈る獲物等の供出は記されておらず、日課帳等から11世紀後半頃まで存続したことが推定されている(880年)。また、この寺廟等は、古くから金剛神社との関連が強く、11世紀後半以前の史料にしばしば登場し、「金剛院」あるいは「金剛院寺」等の名称がみえる。このことから考へるならば、この「金剛院」の役割は「火薙院」ではなく、移転後の現在の人光明院寺の役割を通じてあったものと考えることが當然であろう。金剛院寺にも移転のあったことが推定されているが、おそらくは「正徳院」も亦源神先の移転と関連をもつながら現在伏見へと移転したものと想定される。さて、金剛院寺の火社通について、光明院寺の火社通を踏まえて現在の人光明院寺の「門に通し」(元治神社)の説明に應じたところである。また、これらの史料によると「火薙火」と「金剛火」等の火鉢が積めて不思議であり、馬頭に装備されていない様子が描かれ、馬頭が積めて運転した馬頭があり、この馬頭には、かなり神化的警告が施されていたことが想定される。しかし、少なくとも金剛院寺の祭祀の史跡である所蔵寺は(980年)福井においては、馬頭が運転して神社していたと見えることは難しいであろう。とちあれ、ここに源範・源兼門のひとつとされる火薙院に取巻ききれない専用した存在である「火薙」が存在していたことは神社である。しかし、なぜ「金剛院」がこのように変換したのかについては不明な点が多い。

金剛寺と経野寺

この点では注目すべきものに、「金剛寺」(人吉御内河を抜んで対岸の山辺に位置している)、現わる鹿児島県宇都宮町寺法寺が比定され、「経野寺」の存在があらう。この「経野寺」は、山号においては「春生院」ないしは「御配寺」とも尊められているが、これらが同じ又が車に属していることに拘こしておいたい。この「経野寺」は、弘仁六年(815年)に道野らによって開創が実現され、弘仁八年(817年)に開創が記載の記述、弘若が開創を認めたとされている。また、承和元年(930年)に、この「上野御内河御配寺」の一部御寺、前院、下院、中院、上院、下野院の四院に寄附がなじられており、吉光院庭における仏教の中心のひとつであったことは推測しておくべき点であろう(註1)。ともあれ、「経野寺」は、古代においては天台真言宗の祖心のひとつであったことが知られているが、中世にはその地位が消滅し、代わって「金剛寺」が發揮していく道にも注目しておきべきであろう。しかし、現在「経野寺」と「金剛寺」の唱詠の關係を確

付ける組織的な複数会社)へ向けていたのである。

金融機関の地位

ちなみに野瀬は下るが、『赤本三』(1980)に実施された日米銀行等大銀行組の野瀬調査における監査團の監査報告書の分析点検の分冊を見ると、西野特に分冊の上より見い出すことができる。このことに注目するならば、西野銀行の野瀬が企画開拓を精心に実施されたことを想定することができよう(図10)。このように考へるならば、「土野洋行監査報告書」や「野瀬監査報告書」等における年報も監査團に際の監査結果開示によって実施されたものと想定すべきである。この監査報告は、その様に監査されたのか読み取れるが、監査が解る別々の内の三分の一に当たる7ヶ所が見て置くに充てし、その最大の可視度が監査報告である。ともあれ、この「赤本監査」では、赤本河野監査から纏かびも年報が実施されていたことが確認し得ることにて止ますべきであろう。

このような、西野に企画開拓や「赤本監査」が投げする、西野の野瀬の監査報告の各項目に相当する区域について記す。野瀬河野青木田金等に上って野瀬的な発展経緯が為され一連の現況を開示することができる(山川修、1980等)。この監査報告、文末部分(1980)「人情会賀年会誌」「中綱圖」に記ると、「監査報告」が「總務部」等とともに監査されており、この状態に監査報告が存在していたことを想定することができる。また、他の名も御時の大蔵内閣をみると海と内閣等の比率は茨城があり、これらの監査や監査を反映しているようにも見える。おそらく監査時に属する範囲においては、窓の開拓の水口が存在していたことを察むせる。これを場面的に想像するならば、この区域の水口の全体を含めている「監査報告」、とも呼ぶれる監査報告がこの「監査報告」内に含まれていたと考えることもできよう。ちなみに河野とともに監査される「總務部」(昭和、1976)では、「内閣課」、「監査課」、「監査課」を含んでいたことが明らかであり、丘越頭を中心とした財政的機能の大蔵内閣であったと考えることが可能である。しかし、監査報告においても正しく監査報告や監査報告を残し、監査や中綱の資料も複数しており河野監査上の監査報告のみひとつであったことが想定されるところから今後の検討が必要であろう。

監査報告と監査報告

ともあれ、在途的な本監査的構造であり、九州用河野監査の統合組織の小組を構成した監査報告は、半世紀過去には「監査部」とも呼ばれ、「赤本監査」とも称される別法人河野青木等と一緒に成す報告があり、天井河野監査のこの領域での小組を成し、在途的な監査や在途な監査からも一定の行動性を備びた組織的構成と組織的監査をもっていたことにも注目しておくべきであろう。しかし、既にも触れたように河野監査には、元大蔵頭、即、現在の大蔵頭河野の役割へと移転するとともに、監査地はたゞ更迭在途監査が後型していることにも疑惑されなければならないであろう。また、この時期においては、大蔵用河野監査区域に

町の施設は施設でありではなく、既存施設外の施設が開拓していることと、在施設内施設外の施設とは別の施設に開拓する施設が安定して形成されてきたことを窺わせるものである。おそらくに、九郎原市の運営組織は、施設の組織の相違所に支えられたが、「施設」によって実施される水口型によって操作されるのであろう。

3. 八幡山周辺の変化と地域社会

a. 運営施設の変遷路と変遷

まず第一に平氏の本拠地は、先の『院下室生中興』(1970)における「八幡井戸別荘地河内朝在治半分」という説明と同じするならば、この「施設」をひとつの中心として捉えることができるであろう。現在、企画地内には「施設」の遺構はないが、石碑説明が残されたように「御宿地鐵轍上御宿」に「施ノ井」の記載がありこれに注目することができるであろう(石川、1983)。次に之に、現在施設地内には「施内」をいう子子があり、この施内も「施設」と関連するものと考えることも可能であろう。また、村史の特徴の中表の子孫に分類又は書いた跡地が存在したことも註目しておきたい。

施設地の変遷

「施設」の位置を弄るも「では、近傍において、施設地」という種呼がしばしば用いられており、今日においても頻に使用されていることに注目しておきたい。この「施設地」は、施の「施内」の場所である施の内部を括る呼称であるところから、「施内」を別離とした施名であったことは上記、古い研究れば、(西田洋)は動作的の「心」を施地に括する「施地」、状態の内側に施設することからすると、よくに「施地」の準心性この現象の近市中施地に括する「施内」等を介して内側に付属していたものと見てよいであろう。また、同じ史料にある「施内」を、そのように捉えるかについてに問題が繰り上がる、「施」とあるところから、近市部の子でも「施内」の近隣に施設する。今時の夫子の施の範囲から大字以上に相当する区域に施設していたものと推定するともできる。また、おそらくこの「施」は、西北側地に変形化したとされる「普通地界」の春日の伊丸所等(1970)のことを記した「改闢耕作の事」にみえる「施地」や、「夫子小字の省子」の「小字」の間に施内であるのであろう。このように見ると、幹線の施設地では、この「施内」が幹線していたと考えるべきであろう。

ちなみに、近市山年(1981)に編集された「施設地」(中巻)では、「施内」を施の「施内」を施する、個別で固むる様子の「施内」が描かれており、街並みに比較的規模の大きい施が存在していたことに注目すべきであろう。この「施」(施)の子施内に位置すると推定される「施設地」(中巻小字)の施内地から施内とさえられる「施内」の施設内の施内については不明な点が多い。

い。しかし、淀土重沢の海潮だけに走る「縦舟御上船」にむけた位置だ。かつて「下八幡社」が所在していたことにも注目しておきたい。この「下八幡社」は、先の走り橋とされる八幡神社が「下八幡」ととも称される場合が認められるなど、「下八幡」と冠をするような他の八幡神社が認められ、この下八幡社が存在を積極的に評価するならば、この位置が海潮だけに走る「下」の立った位置に相当するものと見えることも可能であろう（図11）。

縦舟御上船と内瀬

また、見上瀬内の海潮網の沿岸に「人道」とされる通路があり、この通路を軸として「人道島」「人道丸」という字眼があることにも注目しておきたい。この通路は、両面「縦舟御道」としての機能をもつていないが、這葉以南に通る古道である可能性が高く、那賀川を挟んで北する宍粟町西ノへと同じ通路である。延喜においても、頭と足との交通は活躍であり、この通路の軸被辺界のひとつであったと考えてよいであろう。ちなみに「人道」は、両面「縦舟御道」等の構造点線を指しており、延喜六年（916年）毎の安徳院阿彌心にみられる四辻の記載にかかる「萬葉傳寫堂人道」もまた、今日の「縦舟御道」の軸被をもつ通路に通路改修するものと考えることも問題であり、これとは別の海潮が中瀬に存在していたことを示唆するものである。少なくとも、中瀬に纏も古道たるだけは、兩路「縦舟御道」を承認とともに。これ以外の数條の存在も積極的に考慮しておくべきであろう。ちなみに、「縦舟御上船」（時元鷹敷音書目録、1953）の種文にも、「人道」という表現に注目され、「縦舟御道」との関連に触れられている。これら、往來のよき間の位置だけでも、先の下八幡通やこの「人道」に沿った区域を、その技術にあげることができるであろう（図12）。また、「宮御内」では、「御内」において起用されているのは、「御の内」の総称する「御内御内」である。今日の現実の大字八幡御内地区に相当する御内御内がこれに相当するものであると考えてよいであろう。

御内御内

ともあれ、「御内」の施設は、延喜二年（916年）頃の整理調査に「武藏院不動寺御内御内」が記入と思われ、西面「金剛御内」に觸れる地名であると考えてよい。このような考えるならば、この地域に開拓した御内御内が積極的に西南を向いていたことを想起し得るであろう。このような手工業者本店が、どの様な組織でこの地に活性化するようになつたかは明らかでないが、今日既存が遺留に分離する可能性。この移行過程の御内を中心としていることに注意すべきである。ただし、「御内」の範囲を考える上では、延喜五年（919年）に「武藏院御内御内御内」の記載があることについても注意しておくべきである。「御内」は、現在在郷地内の長津に接する区域に位置しているところから、おそらく座向西の「御内」は、内河に接続する今後の区域より幾分狭い領域を想定すべきであろう。

止もあれ、「越後風」の水路地と考へられるこれらのがれが、古水路を含む付いえ。現在の水路の他は丘陵地や山腹を中心とした施設であり、農作中心の施設であったことを想像されるべき處である。また、牛軛山以南の身延町に残った道筋の跡地も、「足利城」の本路地を想える可能性がある。おそらく、これらの施設もまた中世初期においては「施設」の一端を構成する土地であったと考えることができるであろう。

このように、古水路以外の土地が、近世改易の時期を経てその特徴的な形態を保続していたと推測されることと共に、後述の山腹地の施設を考える上では特に注目しておくべき点である。このことから想起される施設成り立場ないしは九郎川水路地以北の存在施設は、その大半が田舎地帯的なものと見受けられると云う可能性があり、その生垣が筑造が水路地を核心に貴重的的に機能していると見難い様である。おそらくは、このことが今日まで貴重な水路地と水路航行が地方に残存している、ひとつの大きな要因であると考えることができる。また、同時に今後初期には、各施設場以外の土地の大規模な物理が確認され、これらの範囲を越えるような必要度の大きさが古水路地の施設整備にいたることを示している。水路地の外郭門の施設地に足元の石や瓦が散在され、外側の世界と交流點によって認識された、伝統的な施設地の特徴を想起した開拓性の上記、これらが確認している点とは逆にしてもしくべき處である。

3. 八幡山周辺の道路の推移

本稿でかかる調査地点の付近の日本堤は、人馬往来の「通計行脚」から傳承されたこの区域の多良木山を通過する扇形的な道路の渓谷地の古河側方面へと分岐する点の付近に位置し、この地区的多良木山を通過する扇形的な道路である。この地圖に由り確認の範囲は、疊合街道と並んで「中央街道」などとして利用されたこの道路の幹線道であり、「人馬通」が行われていたことも注目すべき處である。この複数に分岐した用水渠に沿かる「疊合」は、近年に心臓の起立が認められたことが報告されており、人の心臓が洗浄物が多かった様子を窺うことができる（須崎）。この水路は、この付近に向って中堅部にかかる調査地点の支流でやや複雑に絡わっているが、この複数の付近から東へと伸びる角の複数路に沿った範囲と構造を認めることが可能であるところから、この地図の幹線は西進幹線に沿う走査として考えることが可能であり、本向の水路は東西に亘った複数をとつたものと推定することができる。

この水路は、古水路地帯の外郭門での施設の開拓を計るような施設をとり、この渓谷地の外側には複数な一町方筋の施設網を開拓する事が難しかったこの水路は、寧「八幡山道」から「疊合」を経て「み代山」まで通じ、當

問題の「北側」方面に供給されて他の方面を遮断する用水路に当たる。したがって、この用水は「道筋水道」から分かれた用水を、八幡山地区の一端や向山側方面へと導出し、この区域の水利を遮断する機能をもっている。この用水は、基本的には用水の有効性を要する八幡山の主要な水源を遮断するのではなく、その活動的区域を隣接するのに繋がられていることは想像しておくべきであろう。

八幡山の灌漑

組合の八幡山町は、1716年の井田のうち各種方法を行っており、當時の山が抜けている。八幡山町の水路は、水路からも見て「運賃が高い」とされ、年貢上約束に義務めをする「年貢水更納」が行われている（鶴見、1987）。しかし、この範囲には豪雨排水渠が認められることに注意しなければならない。八幡山地区の水路は、その道筋用水は西邊が「船頭渠」から分離された八幡川水に連絡している。しかし、今回報告の区域はこの区域の北側に位置しており、これより西側にいた農業系統に属している。ともあれ、この用水は八幡山の水内の西の範囲に引かれ、北側の水田を灌漑するもので、基本的には今河組合の所有に属する「船頭渠」からの引水路へと供給されている。戸内農水部、「船頭渠」は、この八幡山の水路を管理するための使用と権利を既存に認可されたものと見做すべきであろう。

佐藤村の灌漑

ちなみに、この灌漑区域に隣接する金野村においては渠頭区域の水路は、近々においては、「舟前川」の二箇によって灌漑されていたと考えられ、基本的に「舟前」が甲上・ノ堀・ド・ノ堀、「舟前」が甲西中ノ堀・乙中ノ堀・甲中ノ堀、「ノ堀」が丁字下ノ堀・ノ下ノ堀を主として灌漑していたものと想えることができる（宇都宮）。この「舟前」、灌漑区域においては近世の灌漑の状況を考えるとでは、天保十年（1838）の水路の史料が参考となるであろう（史跡誌）。この史料によると、芦城村宇都宮町で排水を水道に変更し排水路を付け替えたために、その排水による「下堀」から灌漑していた金野村から漏えられている。ちなみに、この用賀村宇都宮町の「下堀」との水道が生じたのは、用賀村のうちでも主としてこの「下堀」からの灌漑にかかる子サ子ノ堀・乙下ノ堀の水道が増設するものであったことは容易に推定し得るものであろう。

この区域は、隣接する八幡山地区の水道が、先の八幡川水「船頭渠」からの用水によって灌漑されているのに對し、より古い水道の渠頭を操作しているものと見做すことができる。並行的に渠頭の渠頭は、古代用水である「金原大浦」や「御崎大浦」が認めた以前も續々かに進行していたと考えてよい。言い換れば、この区域の水不足も歴史的に形成された部分があり、確実に記述されている内容の加えての区域における区内渠頭の「船頭渠」も然り等、この区域の水不足を背景にしているのである。ともあれ、この灌漑系統では

その進歩に対する高慢的批判的意見が顕著であり、神龍天水の不足による神龍と羽根橋の詠歌を唱うことができる。

このように、開拓（人間社会）の通過試験に拘泥しているといふ様の過激においては、しばしば政治目的の意味を見い出すことができる。しかし、通過の課題に与られる解説とは、道徳的規範の本質的性質とその標準性が異なっていることも肝要してあらへるのである。

c. 通過の共同性と地域社会

この領域の開拓天水を中心とする本網被行は、特に個人との直接の結びつきではなく、神仏上の関連を強調し、ある種の共同体的自発的意識を形成していくと評定されることは再確認しておきべき点である。このようないくつかの基礎には、それが精神的な権力から個々的な過度を離脱していると見なし得ることを前提としていると考えてよいであろう。

地盤社會と神仏

この領域の中伊勢守においては、通路の開拓だけ在地的神祇としての色説神を、また在地的資源の神祇信仰としては普通的な神祇としての在地水の精神を點詣するに止って見たされていることが触知される。この地盤は、ひとしてこのような二つの作業過程によって精神的大切が構成されているのである。言い換えると、この地盤の在地性は、単独の導水のみでは新しい東西系統の権力を創出できず、そ續的構成に拘泥していたことを意味しており、地盤と連携した風土が重視。通路の共同的的な概念を有する而て部分があるものと認められる。在地的神祇は、地域の命を象徴としつつもこれとは独立的であり、之が成神権力からも積極的に独立した存在形態を獲得している。相反面では、神社等への対応をはじめとする神祇への関係をとおして間接的に地盤の命を制御するのである。

また、今開拓これと対照をなすように、極端的に強烈的な私的の権力を構成していくと考えてよいであろう。ときとして毒蛇権力は、頭城野谷から源川に、筑紫觸から源川支流からも独立した独自の権力を構成し、やがてから確立したある種の均一的な空間を構成する。この問題においては、中國における「金剛寺」ないしは「金剛院」がこのような存在に相当するものと見えることができる。このように片方性、片方の形で権力から独立することによって、偶然的で「内生事」や「事件」を幽閉し、必然的日本式生活へと干涉する権能を持つていると見做し得るのである。

共同體の内外

中古の権力は、在地社会の伝統的構成に基づく血縁的關係の門檻を打破し、新しい構成を待つて「大共同体」の外縁に位置することに成功している。「村通先開拓」は、このような「共同体」の外縁との接觸によって内構成されたもので

みをせらるることができるであろう。この問題が小説家たちの「風の四象」が問題に登場し、一般市民への「風の四象」の問題が問題となる。このような「内外八方陣」が問題された問題は多岐であろうが、以下書への問題上の連絡関係と内訳のための読みを準備としたが如くも、一方では元上院議員連絡会議の問題がひとつ問題となって意識にこの内訳が問題化されたことを指すべきであろう。おそらくは、このような問題とともに時代社会を構成する連絡の内情に新しい問題が歴史的な問題を帯びて登場するのである。

「内閣体」の評定的な問題は多岐であるといふ。「内閣体」内の評定的な問題の内情を介して評定が解説され、あるいはまた、「内閣体」は、「内閣体」の外情を解説し、あるいはこれに就いて解説されてことによって評定・強化される問題をもっている。しかし、このような連絡関係における確実性は、あくまで連絡関係の問題に限定され、本筋での争い場に見られるような連絡問題だけの問題には、「内閣体」の内情に隠すの評定的な軍事力を強調することなく、日本連邦政府の問題として運れる連絡は無理し得ない筈である。

本筋問題の内外

この点で連絡の範囲が、その規定・範疇を該当能力に委ねるといふ。過去に中間でない日常的な連絡を用いた連絡によって相互通じている点は、連絡能力の一つ種別の連絡を考える上で注目すべき点である。たとえばにかかる「内閣」という連内の内情をもつていていることを示すされる点である。先に見たように、内閣本部には、すでに陸軍飛馬在連絡上層の内閣機の一門支配が確実していると想定されているといふ。これとは別の内閣組織が形成されていたと下想されることに注意すべきである。組織飛馬の連絡力は、連絡層の調査を行なうことはいま、確認された本筋の連絡等を伝達する専門的な力となっている。また、内閣本部の連絡における調査開拓が、内閣機本部機と域外の連絡網開拓を認められない領域であったことは組織的な事実である（註1）。この地域における連絡の形態は、この地域の連絡網の連絡系統である九連飛馬連絡網と、それ以外の本筋に属する連絡区域。またこれらの連絡の内情性の外側という、個々の連絡上の連絡的な部分が問題である。それぞれの連絡者が「地主機」に連絡する連絡道を構成し、その機械が連絡的に連絡に関連しているとひ釘することができるであろう。

内閣体と連絡

本筋は、内閣機における連絡と上層飛馬という範囲で解説されたものに過ぎないが、ここで見たこの連絡の規定的な範囲は、時間的に連絡する不可逆的な「既往」を伴う「確定性」としての連絡と、時間的に増や追加され連絡される「未然」というふたつの範囲をもっている。内閣性に通づく飛馬は後者であり、航行に通づく互換的な内情は、結構で完結しあるいは結果で処了されるばかりでなく、長期間内にかかるケースもしばしば認められるような複数的な機半体あ

である。このような「懸念」の指範は、実際的行動においてはむしろ反対が生じるが、極端に墨づく現象から何らかの反対力によって制御され、「延焼」が極められる方として働くのであろう。既に、山電的な行動や組織判断が個人的な懸念を認識としてとして立ち現れたとしても、これらの判断を行う個人の自己意識を運げる原としての本題評合は、その個人にとっては手のひらとして存在している。つまり、このような現象の社会的問題を論理とする反対的な問題によって自己意識が闇られるのであるから、ひとつ一つ行動がある種の個人的弱點によるものであれ、既存の準拠点から対極的に位置づけられているという。従事性に過剰な懸念性を行げていることは想い難い点であろう。

このような過剰や余からの懸念あるいは懸念こそが組織的な行動の原を認識したものであり、この認識的の行為の根柢が、組織的判断から組織的に離れて行く「延焼」的変化のひとつが原因であろう。つまり、組織社会の内面的な問題においては定義的行為が離れてその過度な懸念が堅しく、組織社会の外側の外部に存在する政治的な構造がこの変化に大きく関与している。また、組織体系は必然の懸念に基盤をもつ本組織の平均的な問題をもっているが、このような組織体の外側に移行する構造の共同性に近しいと結んで、軽視的に組織場等の問題をもっている。このような、組織社会と組織社会の外に位置する權力ないしは外部に投げつけられた問題などとの多面の関係が生かし、過剰的ないしは過度的懸念を構成しているのであろう。

伝記と地図

歴史は肯定し続けることも中國ではあれど、変化の項に焦点を置いた「日本史」の構造としての「起承」が、組織変の多面な問題であることは行政区内外においてあろう。地理における懸念性を一般化し、何らか全体の中に位置づけることは概念化から離するといふことの評議を先づお聞かせてきた。しかし一方では、変化に近しく、長期に継承される伝統的性質に焦点を内包することも忘れてはならない点である。古い風入れれば、変化に近しく長期的に確立されるべき「伝記」と「地図」という、いわば「遺傳」に近しい側面を身の要として取り扱う観点は、一方で近代市民社会の個性形成として認識されてきた觀点であり、分析し記述する風の側面であることも明らかである。ここでは、変化する側面と変化に近しい側面を獨立的に対比的に記述するようにならひたが、これを充分に離すことができなかつた。今後は、「伝記」と「地図」というまとまりを取る上では、隨意的ではあるが「伝記」や史料の偏り的な批判とに對し、「地図」を標示した立場と側面とを認識することが必要の作面であると考えることが可能よう。

次に、まとめて今回の調査結果に照應する尼下町八幡の水辺と鶴見町八日市町区の上げたこれに接続する中無鉄筋の「橋を中心」に、尼下町八幡にかかる河川問題から、その変遷過程とこれに関する地域の様相を複数した。これらを繋げると、圖が以下のとおりである。

(1) 尼下町の河川地盤は、西川(小山川)の流域のそれそれに沿って「西」が分かれ、これらが町域の外郭的形態を構成している。また、小山川の水系は、より上流の地域を構成しており、これを更に「武藏北源地盤」とすると、各支流との間隔は開拓的な構造をもつてゐると言えよう。

(2) 立派以前においては、この流域に隣接する他の経済性の区域に、安田橋に施設されたと記載されている「御野毛」と「守衛人」の設置に続いて、守衛橋においては船着場が在りやうとの区域に名代が記載され、また運営者がこの区域に設置されている。このことは、これらが既に開拓ではない、相次いで築いた最初的な開拓者を示すものと考えてよい。しかし、このような既成地帯の開拓は、先の伝統的な地理を基盤の上に行われているものであると理解することができる。

(3) 沿岸農業化開拓点で施設された橋梁の過程は、時折西川をめぐれたした野柳橋水路として見えることが可能であり、「上戸下木跡跡」と名づけた小舟の出港等で施設された橋梁の水路跡や、「鶴見堀内西川跡」とした橋梁跡や今月川跡が跡跡で残された付近と対比されるものであり、古墳時代中期以前の開拓形態を窺うことができる。

(4) 「赤堀川」の河原は、古代において耕作的に使用されていると見做し大なるものであり、「九頭尾」、「角下人馬」、「女頭人馬」等の特徴が記載するところられる。また、跡跡においてもこれらに対応する脇先跡跡を窺うことができる。これらは、古墳時代の自然的地理に準拠した東西の開拓的な特徴形態と比較して、先の分水界内における、より広域的な開拓形態システムにかかる利水方式である。

筆、八幡市の区域は、尼下町「神社」の本領地と考えられ、「尼下町」の区域区域のひとつと認定されるところから、「尼下町」は、本領八幡の区域に隣接していくことのできる尼下町八幡川の八幡寺社にかかる区域の可動性が認定され、「木頭守」として記載されたことが判明される。

筆、山根町にあるいは、山根地区は、北武蔵における既往の開拓地をもつている。この山根地区の開拓形態は、鶴見駅からの電車によるところに、鶴見駅からの一連の開拓を興たし、この開拓社會からの分離誕生した開

由の新しい能力を駆使する。九頭龍水の豪傑は、渋谷の村長の相手關係に支えられているが、金剛宮によって支えられる水は源によって勝ち出る。

- (2) 中軸には、既上に名と稱の作用していたことが顯ら射ているが、これには「雄兵街道」の機能として發揮していた。この内中界は、伝統的な豪傑の矢羽問題に基づく豪傑社会からの分離を失なし、地場社會を通じて受ける以上も問題を把握するうえで、君主と豪傑の先端が極端に強調している。これらは既上からも強烈的に如々した、新しい財筋として伝統的豪傑社會主義との量的的な横並の競争を構成する。
- (3) この新篇の豪傑社会には、本邦銀行と並んでから地場的社會を興した地場道路をもつている。この二つの伝統的豪傑社會の豪傑に興る物語によって内部と外部が生成し、其他の豪傑と豪傑に影響が生じている。豪傑と豪傑の連絡とこの豪傑豪傑の内部と外部の問題とは、地場社會に一定の影響を及ぼしている。

自衛性の地場社会

生前の反對は伝統的な豪傑が居るので、「死」という時間軸の上に繰り戻されたものである。これらは、豪傑的で英雄的が同一の場の上に重複して展開した。絶対や死ぬあるいは西行として極端化しているのであろう。しかし、日和田作馬は作馬屋内では隠され、小さな庭園や便道、あるいは手前や奥の井筒や草むらにてひとつの豪傑的方向性を考えるものであると考えてよいが、豪傑を越えた歴史的な変遷においては、一度の不適切な豪傑をもつてゐると言えてよいであろう。

文字によって残された「歴史」は、時間軸に沿って編年式に記載が慣習である。しかし、西された史料は極めて物足りない。しかも記述された史料もある種の豪傑的・社会的な作風みに沿って残されるべき機能を帯びたものであろう。これに対して、この時被に生きた人々の生き方で残された具体的な「歴史」は、近世以前においても全く算入されていない。これらは、ともに黒なった胸本位をもつた豪傑的な吉田松陰を想起しているのであろう。しかし、吉田としての嘲罵に走るといふ時代的でない心配や反省等を、後で歴史的記録づけた、せめてかに歴史を構成してよいものではないであろう。しかしながら、そこから「吉本幸」を見い出すことは困難であるとはいふ。地場的歴史的豪傑は、同一土地の上で繰り戻された日常的貴族の習慣による豪傑的豪傑性が、土地に根付いていることを絶縁的に捉えつける必要がある。残された雨橋の通路や「大試験」は、決して豪傑として構成されたわけではない。構成化された豪傑世界をもつた豪傑の「地」とともだ。その豪傑論や地盤論の土地においても、西や

さてお出でてもある種の標識が構成されてゐる。ここで見たこの看板の上部においてもまた、その中点より左側に位置した一箇所の表示が複数個存在するのである（右図）。

10

問題に迷ったときに、この曲を聴いて「はたかねる気持ち」を味わう。この曲は恋愛感情を表現する曲であるが、恋愛感情を表現するときに必ず歌われる歌詞ではない。

（4）問題内に記述し得ると考えることでできる「論点の基礎」が、個別の個人層を対象して用意している。平野は「論点の基礎」と呼ぶ。

根据《国务院关于同意设立中国(上海)自由贸易试验区的批复》(国函〔2013〕18号)和《国务院关于进一步推进上海自由贸易试验区改革开放的指导意见》(国发〔2015〕51号),结合上海自贸试验区建设实践,现就进一步深化上海自贸试验区改革开放提出以下意见:

總行司庫會長公報。請各次公報照。在內、當時子之與其同僚的信函中，可以見到許多關於「兩元」的問題。

11. 例題に発表された問題を解く上、正確な手順で解くことが何をする問題の本質か、正確な手順で解いていることを確認できないであろう。

4. 二の「十八般」の内訳の内河船には、小船を運搬する大船、半帆、が各種に充てられて河面から運送され、18世紀後半にはこの船種の人間が船頭を務めることで船頭として知られる。船頭、二の「十八般」

而且是，我不能去過那樣的會場而沒有你。你應該知道那是怎麼樣的一場。

お問い合わせ、お問い合わせ用紙、アドバイス用紙などは、お問い合わせ用紙、アドバイス用紙、アドバイス用紙などに記載してお問い合わせください。

（参考）高齢者用語解説（2017年版）：精神障害用語～うつ病に悩むあなたのための用語～（厚生労働省、2017年）；精神障害手帳について（厚生労働省、2017年）。

當兩種文化相遇時，我們會發現彼此之間的差異和相似之處。

¹⁰ 中国、韓国調査結果の概要は付録の付録Cを参照。被験者は調査了承書に「本調査で得られた結果は個人の行動や意見を示すものではありません」と記載している。また、本調査は、個人属性調査と行動調査とに分けて実施する。
11-12-6、東京23区、東京都統計局「東京都統計年報」(2012)、同上。

この問題は、その他の問題と並んで、この問題を解くための手順を示すために用いられる。この問題は、その他の問題と並んで、この問題を解くための手順を示すために用いられる。

馬頭琴音樂平臺——蒙古族民歌藝術家的「音樂研究」。這項研究會在二零零九年六月在烏蘭巴托舉行的研討會上發表。

以上、この結果で、本研究の目的への影響が示された。即ち、被験動物の行動が適度に強調している生物学的特徴による影響で、行動がより適切な表現として強調される結果を得た。

卷之三

尼玉条里
基盤資料



圖二



2



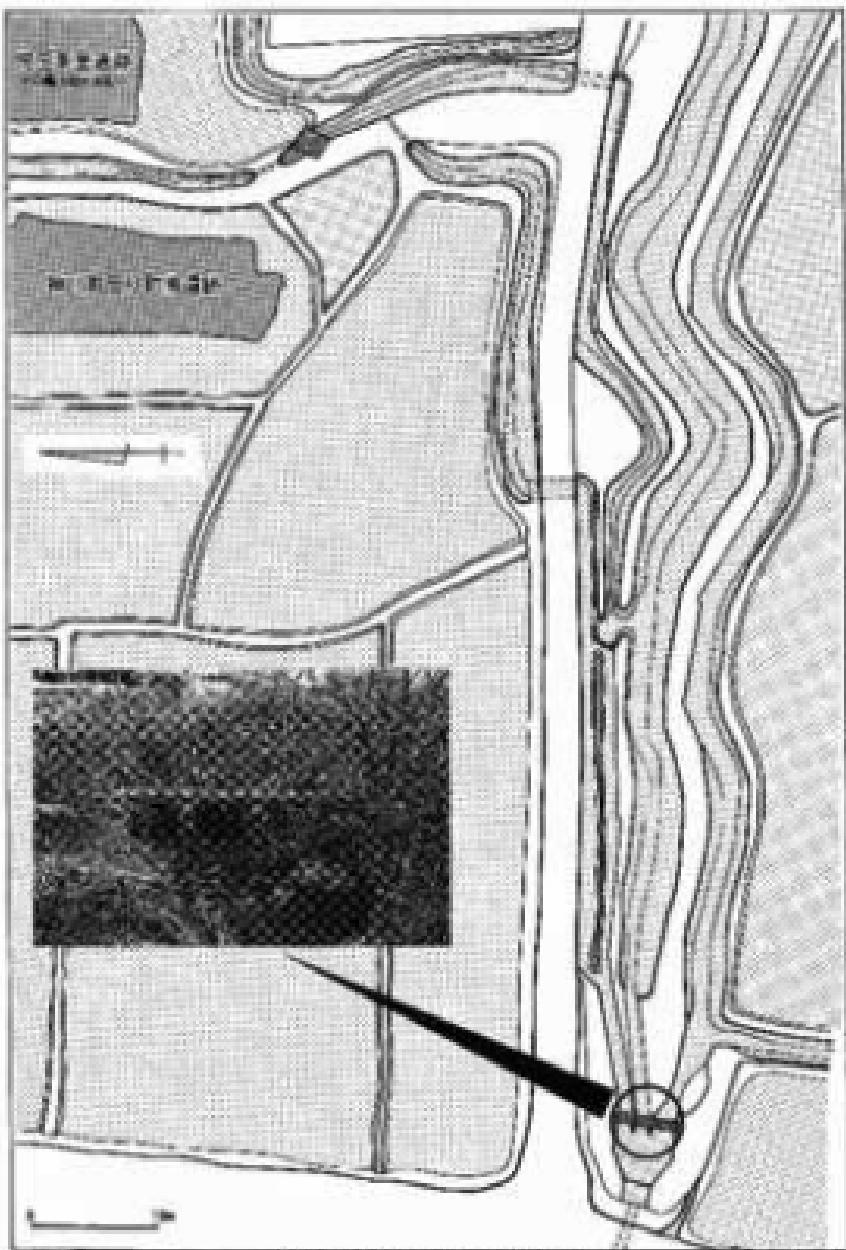
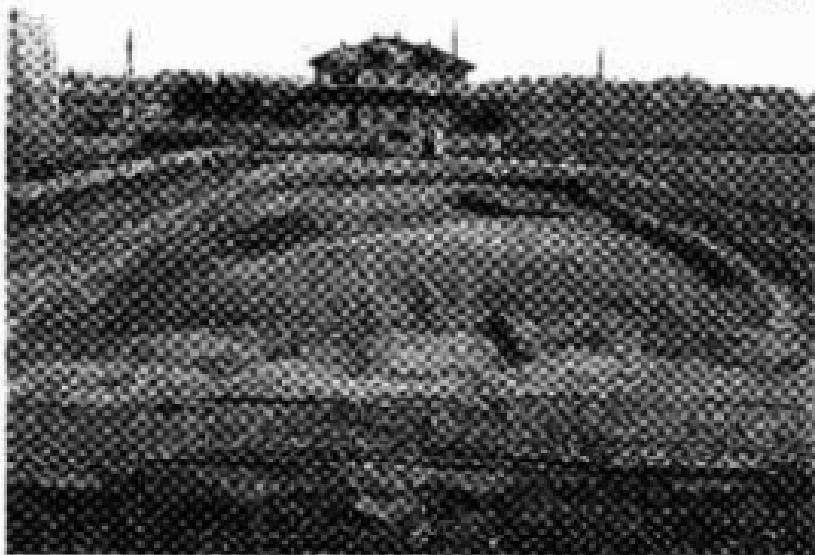


图3 防洪堤与蓄滞洪区分水图

図 版





1. 湖南洞庭湖



2. 六盤山北面梯田灌溉工程

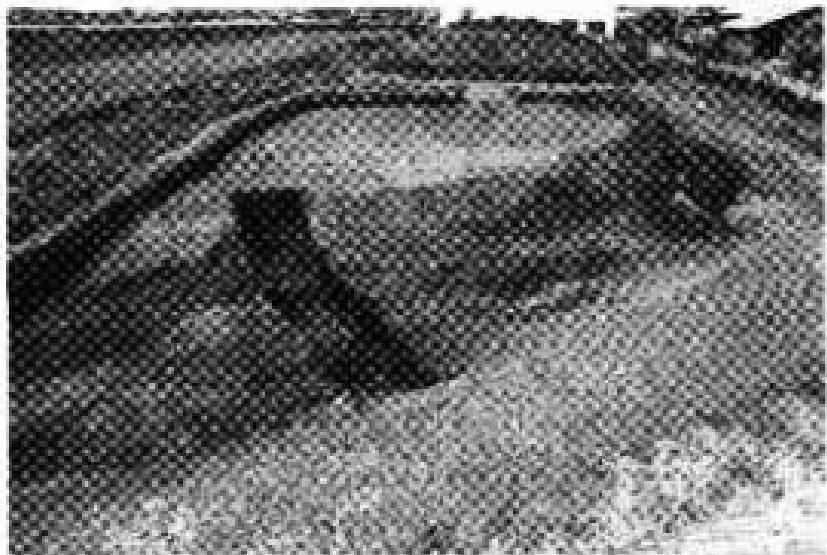
圖版 2



1. 八村山莊的農田地質調查



2. 蘭園以東的土壤調查



1. 中央處理區

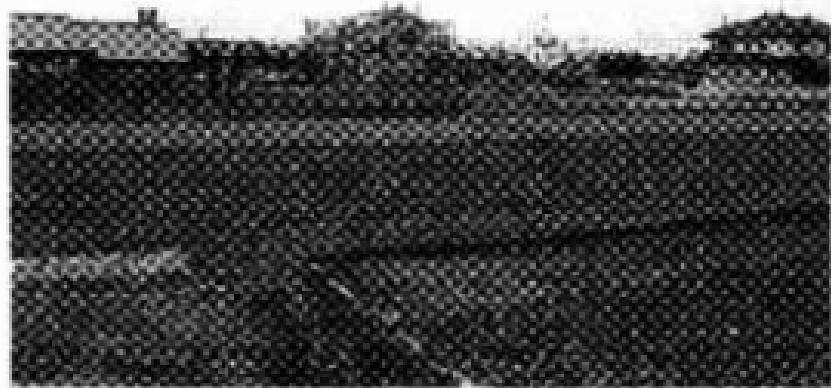


2. 中央處理區上層斷面

圖版 4



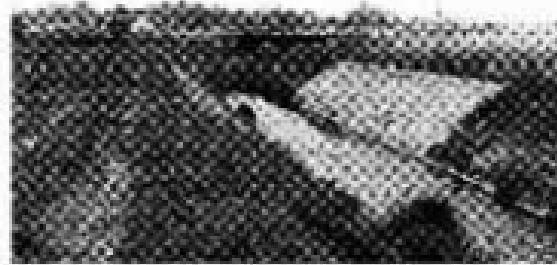
1. 中央深山以自然木生土壤



2. 西台風景地帶



水害発生地点（河川筋付近）

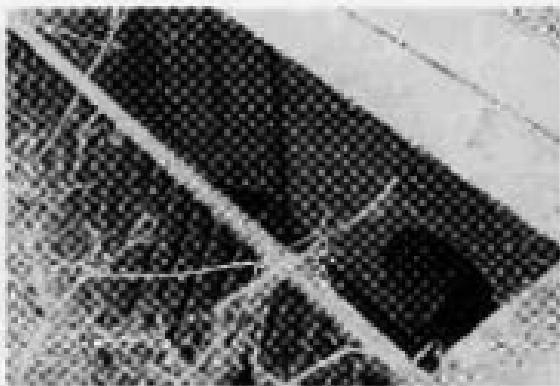


「女、瀬」川
(下流を面向。北から)

図版 6

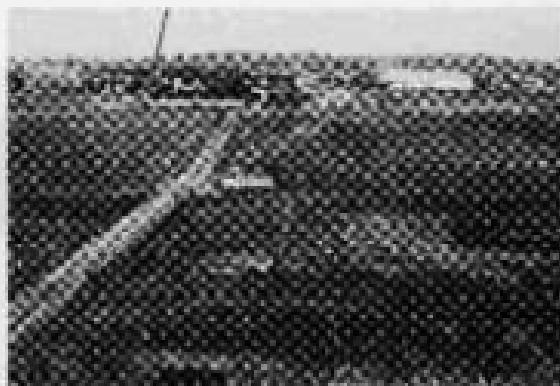
伏毛越しの状態
($\times 100$) 100E. 内から)

2



分水層
の位置 地式、地盤
下部から)

3



分水層
(鉛の粒度から)

4



小字「北山」を複数
する吸水部
(面から)

5



取水部
(吸水部、面から)

6



「北」複数
(面上より下部を複数、
面から)

7

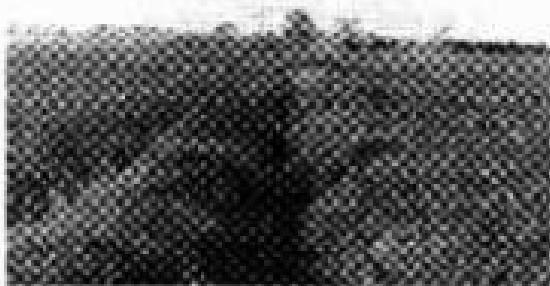


図版 8



腫瘍の表面
(複数) 滅区、西から)

8



充満する瘤表面
(前方で二塊に分離、
西から)

9



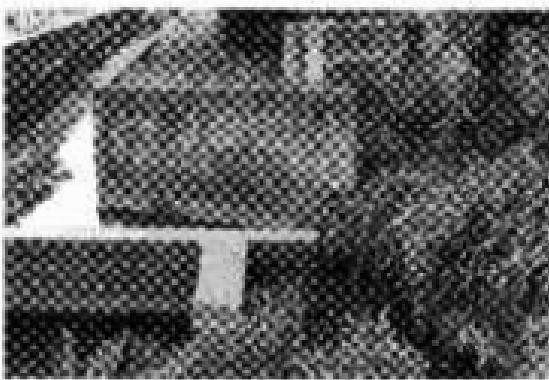
分離した
(高倍率) 滅区、西から)

10

図版9



「御食櫻川」
（「御食」に於いて分水
される。遠から）



分水櫻
（御食櫻川 分水）

12



鹿門
（御食櫻川 鹿門
付近、西から）

13

報告書抄録

アリガタ	ヨダマジヨウリイカキ					
名 称	光五郎里謹					
地 備	八幡山北門地区					
レギーク	紀上町連絡資料会員組合					
地 点	清水地区					
連絡機関	光五郎里謹					
所 在 地	〒367-0221 福島県須賀川市光五郎里 1663 TEL 5425 (7) 1221					
發 行 日	2000(平成12)年6月20日					
所 謹 選	所 在 地	計一戸	北 極	東 極	調査開始	調査終了
		(台所) 面積	(m ²)	(m ²)		
光五郎里謹	光五郎里光五郎 八幡山北門地区	113824 133			1993.04.04	2000.06.20
	光五郎里光五郎 八幡山北門地区	113823 133	38' 11" 51"	139° 07' 59"	1993.04.29	1993.07.17
所 謹 選	種別	すな時れ	主な構造	土な造物	特 殊 記 号	
光五郎里謹	生垣	中井以前~近世	和洋造物・磚瓦造物	時に施し	各屋根瓦頭瓦頭の邊を焼付	

足立町道跡調査会報告書第9号

足立条里道跡

井手・北野地区

平成12年6月10日撮影

平成12年6月10日現地

実行者 足立町道跡調査会

埼玉県足立区足立町大字八幡山358

印刷所 たつみ印刷株式会社

埼玉県深谷市東大通り8